

# 相 続 に 関 す る 考 察

宅地建物取引業(山梨県知事許可(4)第 1995 号)  
不動産コンサルティングマスター(国交大臣登録証明事業第 20459 号)  
一般不動産投資顧問業(国土交通大臣登録第 412 号)

## オオツカコンサルティング

山梨県甲府市後屋町 5 4 7 - 4  
電話 055-241-8421 FAX 055-241-2569  
e-mail : [otsuka3017@ybb.ne.jp](mailto:otsuka3017@ybb.ne.jp)  
URL : [http:// www.geocities.jp/otsuka3017/](http://www.geocities.jp/otsuka3017/)

# 目 次

|                 |    |
|-----------------|----|
| 自分になにかあった時のために  | 1  |
| 相続の流れ図          | 2  |
| 相続が発生する前に       | 3  |
| 相続が発生したらどうするか   | 4  |
| 相続発生後の相続人の選択    | 6  |
| 相続順位と法定相続分      | 8  |
| 遺産分割            | 10 |
| 遺留分と特別受益        | 12 |
| 相続人の問題          | 14 |
| 債務              | 16 |
| 相続税             | 18 |
| 相続税の計算の流れ       | 21 |
| 更正の請求           | 23 |
| 税コスト削減          | 26 |
| 生前贈与            | 29 |
| 生命保険の活用         | 31 |
| 遺言が必要なケース・もめる類型 | 33 |
| 遺言書の作成について      | 35 |
| 認知症に備えて         | 38 |
| 信託を活用する         | 39 |
| 養子縁組            | 42 |
| 事業継承について        | 44 |

## 自分になにかあった時のために

自分になにかあった時に回りの人が困らないように、自分自身のことについて書き残しておくことがよいと思います。遺言書というような厳格なものではなくメモ書き程度のものでよいのです。

### ご自分自身について

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| ご自身の歴史        | → 年代別に何をしてきたのか          |
| かかりつけの医者・病院   | → わずらっている病名等            |
| なにかあった時に託したい人 | → 任意後見人の指名・遺言執行者        |
| 医療機関に入院等した場合  | → 延命処置は・臓器提供の希望は・病名の告知は |

### 財産関係の目録等

- |               |  |
|---------------|--|
| 預貯金           | → 金融機関名、支店、口座番号など                                |
| 現金            | → 保管場所など   |
| 生命保険・損害保険・共済等 | → 会社名・連絡先など                                      |
| 公的年金・個人年金等    | → 年金の番号受領額・個人年金の取扱い会社など                          |
| 住宅ローン等の借入金    | → 借入先など  |
| 保証人になっているか否か  | → 他人・会社等の借入金の保証人など                               |
| 所有不動産         | → 所在地（〇〇市〇〇町〇〇番地）など                              |
| その他の財産等       | → 自動車、株式、小切手、国債公債、宝石、貴金属、ゴルフ会員権、絵画、骨董品、特許権、貸付金など |

### なにかあった時に回りの人に伝えたいこと

- 思い、願いをつなげる
- 私の思い願い希望、残された人に対して
- 遺言の保管場所
- 知らせて欲しい人、知らせたくない人
- 葬儀の形式やお墓、葬儀社の契約内容、予算、どういう葬儀にしたいのかなど
- 形見分け、家系図など
- 好きな場所、思い出の場所場面、好きな言葉など

\* 非難とか恨み言は書かないで、残された人が明るい気持ちになり心の支えとなるような内容がよいかと思えます。また、誰かに見せるための文章というのではなくメモ程度の文章という感覚でよいと思えます。

## 相続の流れ図

生前に留意したいこと

相続人の確定、縁組離縁の検討、相続財産の把握(借金も)、事業承継の必要性、分割対策の必要性、相続税の有無(相続税の試算)、相続税コスト削減、債務整理(自己破産の検討)、相続人の多重債務、不良資産の処理、保険金受取人の確認、任意後見人の必要性、遺言、保証人の地位・・・etc

相続が開始する前に何か問題がないか確認をしておきたい。相続が開始してしまうと、ほとんどの相続対策はできません。

### ● 相続開始

葬儀、死亡届け、縁故者への通知、遺言書の確認、やめる手続き(クレジットカード、携帯電話、運転免許、リース契約、借金・・・etc)、もらう手続き(埋葬料、葬祭費など社会保険の各種給付金、年金、生命保険金、入院保険金、高額療養費の請求・・・etc)、引き継ぐ手続き(火災保険、自動車保険、引き落とし口座、預貯金口座、借地借家契約、株券、社会保険の加入、貸付金、自動車・・・etc)

\* 遺産分割の開始、遺言書の有無、相続財産の調査後単純承認、限定承認、放棄の検討・・・  
借金があきらかに多いなら放棄も視野に入れ財産には一切手をつけしないでください。

### ○ 四十九日法要

遺言書の開示、遺産分割協議の実働、資産と債務の多寡、概算相続税の把握、相続関係図をもとに共同相続人間でのすり合わせ(相続人の相続分・納税・借金・親の面倒・遺留分等、円満を優先且つ二次相続も視野に入れた分割)

\* 相続税が発生するケースではおよそ 2～3ヶ月を目安として概算相続税を知りたい。納税準備(納税資金不足なら資産を処分現金化する)、相続財産の把握ののち承認放棄の準備、

\* プラス財産を何も相続しない相続人は相続放棄の申述を検討。

### ○ 相続開始後 3ヶ月(承認放棄の期限)

相続人間でのすり合わせ(権利や負担の割合、生前の貢献度、相続人のおかれた経済状況などを見渡して公平になるように)、遺産分割協議が成立したら・・・

\* 相続税が発生するなら申告の準備(納税資金の確保、不動産売却、相続登記)

\* 相続税が発生しないなら不動産を売却し相続人間で分配。

\* 不動産の処分をしないなら相続登記(単独相続が望ましい)。

\* 借金の引継ぎ(資産を承継する相続人は資産に付着する借入金も単独で承継。相続人の間では債務引受人を自由に決めることはできるがそれを主張するためには金融機関と免責的債務引受契約を交わす必要がある。)

### ○ 相続開始後 10ヶ月(相続税の申告期限)

\* 相続税が発生する場合は相続開始後 10ヶ月を経過すると延滞税・利子税等がかかります。分割協議が調わないなら 未分割申告。

\* 税務調査、更正請求の可能性

\* 相続登記の確認

\* 契約者名義書換の確認(借地権、賃貸借、株式、保険など)

### ○ 一回忌

共有の解消、不動産売却、

\* 紛争解決の検討(占有相続人、売りたい相続人と売りたくない相続人の権利調整)

\* 代償金を交付し単独所有、または換価分割。今のままで次の相続が発生したらどうなるのか、子孫に問題のある権利を承継させてもよいのか等。

## 二次相続の開始

**利子税** 届出により所得税や相続税等の延納が認められた場合、延納日数に応じて利子税がかかります。相続税と贈与税は未納税額に対し年6.6%

**延滞税** 定められた期限までに国税が納付されない場合、延滞税がかかります。納める税金の額に対して、法定納期限の翌日から2か月を経過する日までの期間は、年7.3%で、それ以後は年14.6%の割合で計算します。

## 相続が発生する前に

誰と誰があなたの相続人になるか、各人の相続分がどれぐらいか、どのような種類の資産があり、どれだけの借金があるのか、およその状態は把握しておきたいものです。相続には法定相続人とそれに応じた法定相続分が民法で規定されています。まず、あなたの相続人とそれぞれの相続分を把握してください。今相続が開始したと仮定し、民法通りに相続が行われたとしたら何か問題がありそうか、問題があるなら事前に対策を講じる必要があります。

子供の頃からあまり仲が良くない、財産が土地建物しかない、借金がある・・・紛争が生じる原因は様々ありますが事前に対策を講じることで回避することもできます。

紛争を回避するための法的な手段としては①遺言による相続分の指定②生前贈与の活用③死因贈与の活用④養子縁組⑤相続人の廃除などが考えられますが、これらの対策は生前に推定被相続人が講じる以外はできません。

問題がありそうなら対策を講じ相続人同士が争うことの無いよう円満な相続の実現に努める必要があります。

## 資産構成

相続人が争うことの無いように分けやすい資産構成にしておきましょう。土地建物しか財産がないような場合に相続人が数名いると紛争が生じることもあります。こんな時は生命保険などを活用し、現金も残すように工夫したいところです。自社株式や不動産は現預金のように分けることができません。不動産や自社株式を兄弟間で共有することは問題の先送りに過ぎず、後の共憂となりますのでなるべく避けるべきです。現金化しておけば分けられますから争いは起きにくいです。

## 不良資産

自分の代で不動産などの問題は解決しておきましょう。貸宅地の整理、道路が無い土地、隣地との境界に争いがある土地、土壌汚染の土地(可能性も含む)借金、保証債務(保証人としての地位)など不良資産は生前に処理しておきたいものです。誰も問題のある財産は欲しくありません。相続人同士が押し付け合いをして争いの原因にもなります。

## 遺言

揉めそうなら遺言を遺しましょう。自筆証書遺言は相続人全員が家庭裁判所に呼ばれ、そこで開封し検認を受けなければなりません。要件を備えた公正証書遺言であれば単独で相続登記をすることもできますし、無効になる可能性はほとんどありません。どちらにしても遺言をする際には遺留分には注意が必要です。相続人には遺言にも勝る最低限保障された相続分がありますが、このことを遺留分といいます。遺留分を侵害した遺言も無効ではありませんが、後日遺留分を侵害された相続人から遺留分減殺請求訴訟を提起される可能性もあります。

## 相続が発生したらどうするか

### 1. 相続が発生したらどうするか

相続というのは被相続人に帰属していた財産上の権利や義務を配偶者や子供などの相続人が包括して承継することをいいます。相続人は被相続人のあらゆる権利や義務を引き継ぐこととなりますが、被相続人だけに許された運転免許証やパスポートなどの一身専属的な権利は相続しません。一方で相続を契機として相続人が受け取ることのできる権利も発生しますし、そのほかにも引き継ぎが必要な権利もあります。相続人は相続開始にともない以下のようなやめる手続き、もらう手続き、引き継ぐ手続きをとらなければなりません。

#### やめる手続き

死亡届、クレジットカード、JAF・デパート・フィットネスクラブなどの各種会員証、身分証明書、パソコン・インターネット会員、運転免許証、貸し金庫、パスポート、リース・レンタル契約、キャッシュカード、借金など

\* 気をつけたいのは保証人としての地位です。被相続人が誰かの保証人になっていたとしたら、その地位(保証債務)は相続人が法定相続分で相続してしまいます。もし主たる債務者が返済できなくなったら相続人が代りに返済しなければなりません。

#### もらう手続き

社会保険の各種給付金(埋葬料、葬祭費、葬祭料)各種年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族補償年金、寡婦年金、死亡一時金)及び各種年金給付金の未支給分、生命保険金、入院保険金、簡易保険、医療費控除の還付請求、生命保険付住宅ローン、高額医療費の請求など

\* 社会保険の各種給付金や年金は自ら請求しないと貰えません。死亡時の状況、年齢、家族構成などにより給付額は異なりますが、社会保険事務所や市区町村の担当窓口でなにか貰えるものがないか尋ねてください。

#### 引き継ぐ手続き

自動車、自動車保険(自賠責・任意)自動車納税義務者、火災保険の名義変更、公共料金の名義変更、銀行引き落とし口座、借地権・借家・賃貸住宅の名義変更、電話、貸付金、株券、農協・信金への出資金、保証金、各種免許の届出、預貯金の口座、ゴルフ会員権など

\*このほかにも土地や建物なども引継ぎ(相続登記)をしなければなりません。財産上の権利を引き継ぐためには相続人全員で遺産分割協議をしなければなりません。土地、建物、借地権、株券や預貯金の口座、貸付金なども実務上は遺産分割が必要です。

### 2. 留意点

\* 高額療養費制度は活用したい

入院後亡くなった場合、健康保険には医療費の自己負担額が一定額を超えた分について取り戻しができる制度があります。

\* 遺族厚生年金の手続き

年金受給者が亡くなった場合一定の条件を満たせば配偶者等は遺族厚生年金を貰うことができます。夫を亡くした妻の場合概ね亡くなった方の3/4相当額貰えますからその後の生活の基礎財産となります。未

支給年金があればその請求もしてください。

\*未入籍の配偶者

戸籍上は配偶者になっていなくとも(内縁)認められることがあります。

### 3. 必要書類

相続税の申告・不動産登記申請に使用しますので以下のような書類が必要になります。

被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本・死亡診断書

被相続人の住民票除票

被相続人の戸籍の附票

相続人の戸籍謄本・住民票・印鑑証明書

土地建物の登記事項証明書

遺産分割協議書・遺言書

固定資産評価証明書・名寄帳

住宅地図・公図・測量図

土地建物の登記済権利証

預金通帳・証書・キャッシュカード

預貯金の残高証明書

生命保険の証書

葬儀関係の領収書・医療費の領収書

賃貸物件の契約書・管理費用明細

被相続人の確定申告書の控え

年金の源泉徴収票

損害保険の証書

## 相続発生後の相続人の選択

相続が開始するとその瞬間に被相続人に帰属していた権利義務のうち一身専属権および祭祀財産を除いたものが、法定相続人である配偶者や子供たちに法定相続分で所有権が移転します。このとき留意したいのは保証人としての地位や債務も同時に相続しているということです。各相続人は相続が開始したことを知った日から3ヶ月以内に相続放棄、限定承認、単純承認のうちいずれかを選択しなければなりません。資産も多いが債務や保証債務もあり期間内に判断ができない場合は家庭裁判所で期間伸長の申請ができます。相続放棄や限定承認を視野に入れるならプラスもマイナスも含め相続財産は一切手をつけないでください。いずれを選択するにしても相続開始から3ヶ月間は慎重な対応が求められます。承認か放棄を決めかねているなら債権者から請求されても弁済しないでください。

### 相続放棄

財産より債務のほうが明らかに多い場合は相続放棄を検討する必要があります。相続放棄とは「最初から相続人とはならない」ということです。従って何も承継しません。

手順:法律上相続人となった事実を知ったときから3ヶ月以内に家庭裁判所に放棄の申述をします。受理審判によってはじめて放棄の効力が生じます。自分以外に相続人がいる場合でも単独で相続放棄の選択ができます。財産を消費したり隠匿したり債務を弁済した場合は法定単純承認をしたとみなされ、もはや放棄はできません。相続放棄は生前にはできません。たとえ生前にそのような約束があっても無効となります。相続を放棄する場合は後順位相続人に対する配慮が必要です。たとえば第一順位の子供と配偶者が全員相続放棄した場合、第二順位の父母に相続権が移ります。第二順位の父母が放棄、死亡している場合は第三順位の兄弟姉妹に相続権は移ることになります。このように相続放棄は後順位の相続人を巻き込むこととなりますので、予め話しておく必要があります。ただし、次順位の相続人は前順位の相続人が相続放棄をしたことを知ったとき(話を聞いたとき)が法律上相続人となった事実を知ったときとなり熟慮期間が始まります。尚一度相続放棄の申述が家庭裁判所で受理されると撤回はできません。「遺産分割協議で財産を放棄した」ということと相続放棄とは別な話なので区別が必要です。

### 単純承認

単純承認とは相続人が被相続人の一身専属的なもの(代理や委任契約上の地位)を除く一切の権利義務を全面的且つ無条件に承継する意思表示です。相続債務(借金・保証債務)については相続人自身の財産に対しても被相続人の債権者から強制執行を受けることとなります。すべてを受け容れるつもりならなにもする必要はありません。熟慮期間(3ヶ月)を経過すれば自動的に単純承認をしたとみなされます。また相続財産に手を付けた場合も単純承認をしたとみなされます。3ヶ月を経過した後で多額の保証債務の有ることが判明することがありますが、このような時でも事案によっては相続放棄が認められることもあります。

### 法定単純承認(単純承認をしたとみなされる行為)

限定承認、相続放棄は相続の開始があったことを知ってから3ヶ月以内に行わなければなりません。期間経過により承認の意思表示と解されてしまいます。そのほかにも処分、隠匿、ひそかに消費、目録に不記載などの背信行為があれば、もはや限定承認、放棄はできません。財産を売却する、壊す(古家の解体)、被相続人が貸したお金を取り立てる、請求する、アパートなどの賃料振込口座を変更する、債務の弁済、



遺産分割協議など。高価な品は形見分けもしないほうが良いでしょう。

### 限定承認

限定承認とは「相続で得た財産の限度においてのみ債務を弁済する」との条件をつけた承認です。債務はすべて承継するが、その支払い責任は「相続した財産の範囲内でのみ負い、自分の財産から持ち出しをしてまでは払わない」ということです。限定承認を選択する動機としては財産や債務がいくらあるのかははっきりしない場合です。損害賠償訴訟を提起されている。土壌汚染(可能性も)の土地がある。そのほか相続順位を変えたくない、家業を継続したい、先祖伝来の財産を残したい、などの理由が考えられます。限定承認を選択することによって債務を弁済したあとプラスの財産が残る可能性もあり、後順位者を巻き込まずにすむ、先買権行使により特定の財産を取得できるなどの効果が見込めます。但しプラスとマイナスの財産の多寡が微妙な場合は相続放棄や相続財産破産を選択したほうが良いかもしれません。

手順と要件: 限定承認は共同相続人の全員が共同してのみすることができます。行方不明者がいる場合や、一人でも財産に手を付けたらできません。相続放棄した人がいても残りの人が合意すれば限定承認は可能です。3ヶ月以内に財産目録を調製して家庭裁判所に提出し、相続財産の管理と清算を相続人の中から選ばれた相続財産管理人が行います。期間終了までにおよそ1~2年、弁護士費用がかかる、売却にあたりみなし譲渡税が発生するためプラスがあっても手残りが減ってしまう、準確定申告期限経過により加算税、延滞税が発生してしまうなどのリスクが生じます。先買権とは限定承認の原則換金方法である競売に代えて裁判所が選任した鑑定人の価格を採用することにより、相続人の恣意性を廃除し債権者の利益を守りながら相続人の遺産への愛着心にも一定の配慮をし、相続人による遺産の取得を認めるものです。先買権は限定承認をした相続人だけが行使できます。但し担保権の実行までは阻止できないため抵当権者がいる場合は債権者との話し合いにより被担保債権を弁済して抵当権実行の中止ないし抹消を受けるしかありません。これは任意整理の段階でも実務では行われていることですが、子が保証人になっていないことが前提条件になります。

### 再転相続

短期間に、世代順に続けて相続が発生したため、第1相続と第2相続の2つを相続することを再転相続といいます。再転相続で債務がある場合承認放棄の順番を間違えると、免れることができる債務を相続してしまう事もありますし、反対に相続が可能なプラス財産を逸してしまうこともあります。再転相続で債務がある場合にはきわめて慎重な対応が求められます。

#### 留意点

相続財産が資産超過であるのに対して相続人が浪費者、多重債務である場合を考えてみましょう。債権者は将来相続人が手にするであろう相続財産を引き当てとして、相続人にお金を貸し込みます。相続が開始したら債権者は債務名義に基づきその相続人に代位して法定相続分に従った共同相続登記を(第三者登記)強制的に行います。そのうえで持分に対し強制執行をして差し押さえ、競売申し立てをしながら債権回収を図る・・・このようなことは現実にもあります。被相続人の債務だけでなく相続人の債務についても考慮が必要です。

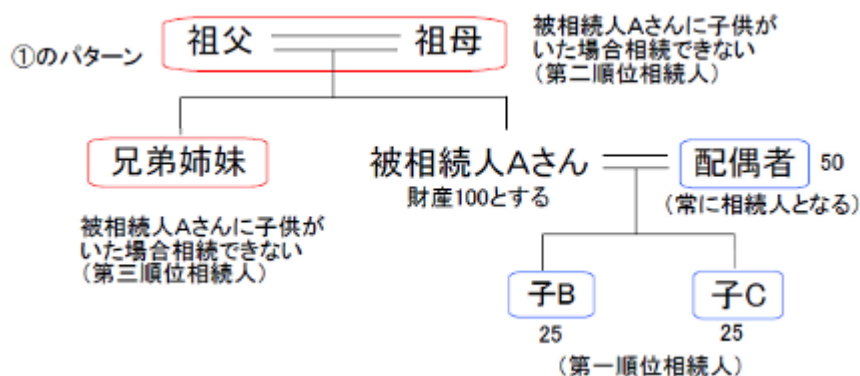
## 相続順位と法定相続分

### 相続順位と法定相続分

相続人には相続順位とそれに応じた相続分というものがあります。血族相続人の第一順位は子供、第二順位は親、第三順位は兄弟姉妹です。

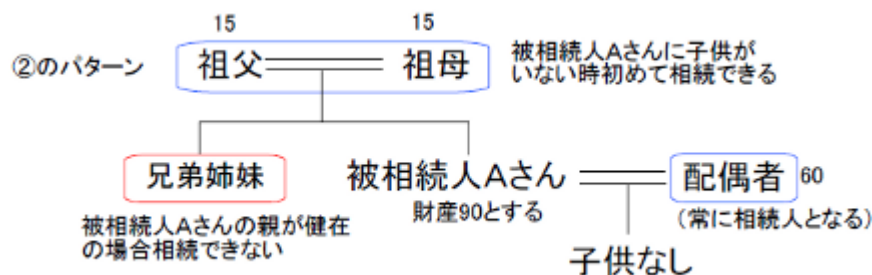
①のパターンは被相続人Aさんに子供がいるケースです。

被相続人に子供がいる場合は第二順位と第三順位相続人には相続権がありません。配偶者は割合こそ異なりますが常に相続人となります。相続分は配偶者が 1/2 子供が 1/2 を均等に頭割りします。Aさんの財産が 100 とした場合配偶者は 1/2 の 50、図では子供が2人いるので1人 25 ずつ相続することになります。



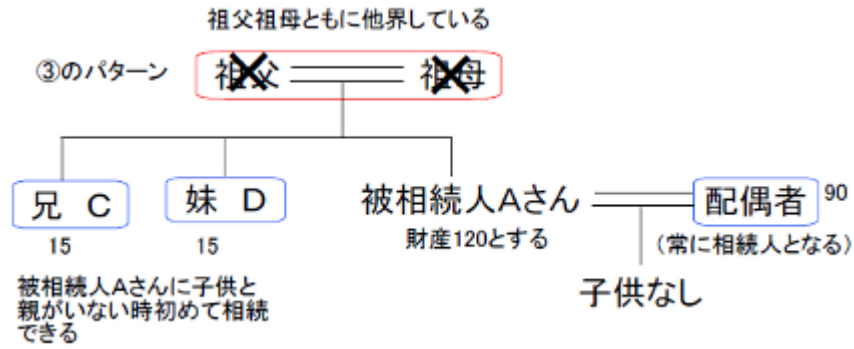
②のパターンはAさんに子供がいなかったケースです。

この場合Aさんの親と配偶者が相続人になります。相続分は配偶者が 2/3 親が 1/3 を均等に頭割りします。財産が 90 とした場合、図では両親とも健在なので配偶者が 60 両親は 15 ずつ相続することになります。



③のパターンは子供も両親もいなかったケースです。

この場合Aさんの兄弟姉妹と配偶者が相続人になります。相続分は配偶者が 3/4 兄弟姉妹が 1/4 を均等に頭割りします。財産が 120 とした場合、図ではAさんには兄Cと妹Dがいるので1人 15 ずつ相続することになります。



④Aさんに配偶者しかいなかった場合は配偶者が全遺産を相続します。

⑤Aさんに配偶者がいなかった場合は子、親、兄弟姉妹の順にそれぞれが単独で相続します。相続人がだれもない場合は債権者、特別縁故者、最後は国庫に帰属します。

## 遺産分割

相続が開始すると、被相続人の死亡と同時に法定相続人である配偶者や子供達に法定相続分で所有権が移転し、遺産分割未了共有状態となります。民法で法定相続人と相続分は規定されていますが、この相続分はまだ確定した権利ではありません。もし遺言があれば遺言に従い遺産分割をします。遺言が無い場合は各相続人の確定した所有権にするための話し合いが必要となりますが、この話し合いのことを遺産分割協議といいます。遺言があっても話し合いで全相続人が合意すればどのような分け方をしても有効です。遺産分割協議を経て相続登記が済まないうちは不動産を売却処分することはできません。

## 遺産分割の考え方

民法 906 条に「遺産の分割は遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする」とあります。言い換えれば一切の事情を考慮し相続人同士が自由に決めてくださいということです。法定相続分は民法で保障された権利でもありますし、これを基本として遺産分割に臨むべきですが、だからといって法定相続分が必ずしも平等というわけでもありません。自らを省み、その他の相続人の事情と照らし合わせたとき初めて「公平」がみえてくるのではないのでしょうか、平等と公平は必ずしも一致するとは限りません。公平な遺産分けを心がけてください。

## 配慮したいこと

民法では明文していませんが、配慮したい事柄を幾つかあげてみたいと思います。

① 誰が被相続人及び配偶者の面倒を看てきたのか、介護をした人がいるならその分考慮すべきです。被相続人の身の回り、食事、下の世話・・・もし有料の介護サービスを利用していたならその分相続財産は目減りしたはずです。

② 誰が家業を継いだのか、墓を守るのは、本家を維持していくためには近隣との付き合いなどもありそれなりの財産が必要です。また家業に伴う債務も承継してもらわなければなりません。本家が衰退しては寂しい限りです。

③ 過去に特別受益や寄与があったか？結婚資金をもらった、生計のための資金をもらった、借金の尻拭いをしてもらったならその分は相続財産の前渡しといえます。また財産の維持増加に貢献した相続人がいるなら配慮すべきです。

④ 自分以外の相続人の生活状況はどうか？

民法においても遺留分や寄与分、特別受益についての規定はありますが権利を主張するだけでなく譲る気持ちをもって遺産分割に臨んでください。相続人以外は余計な口を挟まないほうが良いと思います。ただで頂くものに対して多いとか少ないとか言わないほうが良い。相手のことを考えお互いが少し譲れば争いの無い相続が実現できるはずです。

## 分割方法

遺産分割には遺言による「指定分割」話し合いによる「協議分割」紛争が生じた場合の「調停審判による分割」があります。遺言があれば遺言に従い、遺言が無いなら話し合い、話し合いで決着がつかなければ審判という仕組みになっています。ここでは話し合いで遺産の分配方法を定める「協議分割」について更に詳しく解説します。

#### (あ) 現物分割・土地建物、預貯金などの現物をそのまま分ける方法

現物分割は文字通りそのまま現物を分ける手法です。現預金については一円単位まで分ける事ができますからさほど問題はありませんが、土地建物などの不動産は後日紛争の火種になってしまうことがあるので、特に兄弟間での不動産の共有は避けてください。どんなに仲の良い兄弟でも各人それぞれ事情は異なります。不動産を共有にした場合、後日自分の事情によりその不動産を売却したくとも全員の合意がなければ売ることはできないし、貸すことも難しくなってしまいます。不動産の遺産分けについては換価分割若しくは代償分割をお勧めします。

#### (い) 換価分割・現物分割が不可能な場合、お金の換金して分ける方法

土地建物を市場で売却し、その換価金を相続人が分ける手法です。分筆できるほど広い敷地なら三等分にして各相続人の確定した所有権にすることもできますが、日本の住宅事情においては分筆できないケースがほとんどです。後日すぐに売却する合意ができていなければ別ですが、そうでないならとりあえず共有にしておくという選択は避けたほうが無難です。共有は問題の先送りに過ぎません。

#### (う) 代償分割・遺産を一括して承継した相続人が他の相続人に金銭やその他の財産(代償金)を支払う方法

遺産が土地建物しか無いような場合に相続人の一人が土地建物を単独で相続するかわりに 単独で相続した者がその他の相続人に代償金を支払うという手法です。代償分割をする場合は遺産分割協議書に代償金を明記してください。代償金の明記が無い場合後日贈与税が課せられる可能性もあります。また代償金のかわりに土地を渡したとすると、その行為は 兄弟間で土地の譲渡があったとみなされ譲渡所得が課せられてしまうので注意が必要です。

#### 遺産分割の期限

遺産分割はいつまでに行なえばならないという時間制限がありません。相続税のかかる人は 10 ヶ月以内に相続税の申告と納税をしなければなりません、基礎控除以内であれば申告の義務もありません。相続税がかからないからといって登記をそのままにしておく相続人が複数の場合、時間の経過とともに更に相続が発生して収集がつかなくなってしまうことがあります。また、相続時には合意していても数年経過したとき事情が変わり、合意できないケースもよくみかけます。相続税がかからない人も遺産分割協議をして相続登記は早期に済ませておきましょう。遺産分割協議を経ているか、もしくは遺言が無い場合は相続による所有権移転登記はできません。

#### 留意点

被相続人が確定申告をしていた場合は 4 ヶ月以内に準確定申告をしなければなりません。これは被相続人の死亡時までの確定申告のことをいいますが、このとき相続人全員に集まってもらうことが大事なポイントです。遺言書があるならこのとき開示し、プラスとマイナスも含め遺産すべてをオープンにしてください。預金をおろしたり、隠したり、しまったりしないこと。準確定申告がうまくいけばその後の遺産分割もスムーズに行くことが多いです。分割のスタートは 49 日前後を目安としてください。

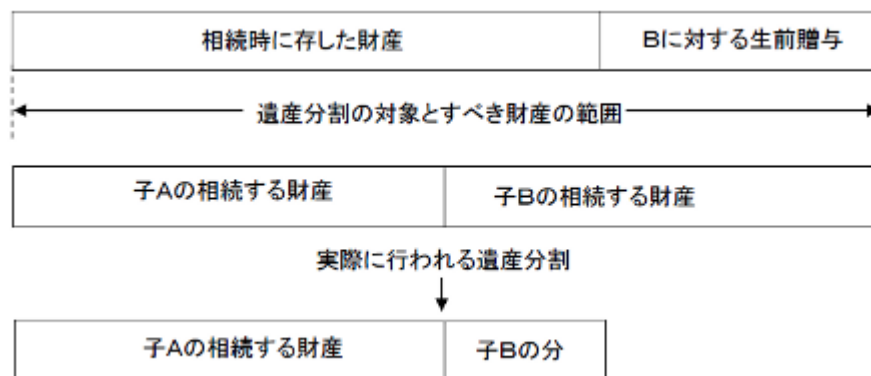
遺産分割で大事なものは相続人の確定作業です。相続人のなかに非嫡出子、養子、縁遠い相続人などがいる場合でも、通夜と葬儀の通知を出して席は用意してください。ボタンの掛け違い一つが争いの火種になることがあります。

## 遺留分と特別受益

### 特別受益とは？

共同相続人の中で被相続人から遺贈を受けた者がある、または婚姻、養子縁組若しくは生計の資本として生前に贈与を受けた者があるときは、相続開始の時に有した財産にそれらの遺贈や贈与の額を加えたものを相続財産に戻して計算し、算出した相続分の額からその者の遺贈または贈与の額を控除しその残額をその者の相続分とする制度です。生前に贈与された財産も相続時にはこれを相続財産の一部とみなして、遺産分割の際に精算します。贈与税を納付して特定の推定相続人に対し、被相続人が生前に贈与しても、それは相続税制から切り離されるだけであり遺産分割の問題として解決したわけではありません。但し被相続人が持ち戻し免除の意思表示をした時は、遺留分の規定に反しない限り持ち戻しの免除が認められます。特別受益があった場合その価格の評価時期は贈与時の価格ではなく、相続開始時で評価します。

例 子のAB2人のみが相続人の場合



特別受益の持ち戻しが適用されない場合

相続人が1人しかいない場合

相続人が誰も持ち戻しを主張しない場合

遺言の全ての財産が相続人に指定されている場合

特別受益や遺贈を受けた相続人が相続を放棄した場合

### 遺留分とは？

遺留分とは一定の相続人のために法律上遺留されるべき相続財産の一定部分のことをいいます。遺留分は民法で規定されている権利であり、遺言によっても侵すことができません。簡単にいえば相続人のために必要最低限残さなければならない相続分又はその価格の事です。遺留分は兄弟姉妹以外の相続人である配偶者、直系尊属、子が有しています。遺留分の割合は、直系尊属のみが相続人となるケースでは1/3でそれ以外は1/2です。下記の算式で遺留分の基礎となる相続財産を算出し、そこに1/2または1/3を乗じた価格が遺留分ということになります。その遺留分にそれぞれの相続人の相続分割合を乗じたものがその相続人の遺留分額ということになります。相続放棄は生前にできませんが、遺留分の放棄は家庭裁判所の許可を受けて生前に行うことができます。

$$\boxed{\text{被相続人が死亡時に有した財産の額}} + \boxed{\text{贈与された財産の価格}} - \boxed{\text{相続債務の全額}} = \text{遺留分の基礎となる相続財産の範囲}$$

### 遺留分減殺請求権の消滅時効

遺留分減殺請求権はそのまま放置した場合消滅時効にかかります。遺留分権利者が相続の開始及び減殺すべき贈与または遺贈があったことを知った時から1年間、相続開始の時から10年間、により時効消滅します。

### 遺留分と特別受益の関係

相続人が受けた特別受益の持ち戻しに期限に関する制限(過去に遡る)はありません。つまり何年前の贈与であっても遺留分基礎に算入されてしまいます。遺言で特別受益の持ち戻しを免除したとしても遺留分を侵すことはできませんが、遺留分を侵害した遺言も当然に無効となるわけではありません。遺留分を侵害した遺言も有効なので、遺言どおりに被相続人の死亡時に遺言により相続すると定められた者に遺産の所有権は移転します。遺言どおりに所有権が移転した後で遺留分を侵害された相続人は、遺留分を侵害する分の遺産を取得した相続人に対して遺留分減殺請求(遺留分の取り戻し)ができます。減殺請求の方法は訴えによる必要はありませんが、減殺請求の意思表示をして初めて効果が生じます。

### 遺留分と事業承継の問題

被相続人の事業を子が承継する場合、事業承継に必要な自社株や土地建物などを子に生前贈与するケースが見受けられます。その後、後継者の努力により会社が急成長を遂げた場合に問題が生じることがあります。相続が発生した場合遺産分割の場面では生前に贈与された自社株の評価は、相続開始時点で評価しなければなりません。つまり後継者が努力して自社株の価値をあげたとしてもその上昇分は結果的に他の相続人の遺留分をも押し上げてしまうことになってしまうのです。

## 相続人の問題

### (1) 行方不明

音信不通の相続人がいる場合どうすればよいのでしょうか、行方不明者がいるなら遺言をしておくという方法があります。遺産の全てを行方不明者以外の相続人に指定しておけばその人がいなくとも遺産分割ができます。たとえば相続人ABCのうちCの行方がわからないなら「遺産の全てをABに 1/2 づつの割合で相続させる」という遺言があればCがいなくとも遺産分割ができます。但し後日Cの所在が判明した場合のCに対する金銭面での配慮も考えておかなければなりません。親の意の適わぬ相続人がいる場合(ヤクザ・家に寄り付かない)も遺言をしておけば同様の理屈でその人抜きでも遺産分割ができます。相続人ABCのうち、Cの音信が不通で遺産分割協議ができない場合は不在者財産管理人を選任し遺産分割をする方法もあります。まず利害関係人が家庭裁判所に不在者財産管理人の申し立てをします。選任後、不在者財産管理人の権限外行為の許可をとり管理人とABとで遺産分割協議をします。但しこの場合は不在者Cのために原則として法定相続分を確保しなければなりません。

### (2) 多重債務者

相続人の中に多重債務者がいるなら相続が開始する前に任意整理や特定調停、個人版民事再生、自己破産を検討しなければなりません。相続人の中に多重債務者がいる場合は相続開始後相続人の債権者から強制登記を(第三者登記)される可能性もあります。第三者登記をされたら多重債務の相続人は相続放棄を選ばざるをえない状況に陥ってしまいます。相続人が多重債務のまま相続が開始してしまったら専門家に相談してください。親が事前に相続人の代位弁済を(尻拭い)するなら以下の手順で。

借金のある相続人に遺留分の放棄をさせる(家庭裁判所の許可が必要になります)

代位弁済の資金を親が子に贈与する(相続時精算課税制度を選択する)

親に債務者である相続人の相続分をゼロとする遺言公正証書を作成してもらう。

### (3) 未成年者

相続人が未成年の場合は家庭裁判所で特別代理人を選定してから遺産分割を行うことになります。場合によっては遺言でも対処ができます。

### (4) 心身に障害のある相続人

心身に障害のある相続人がいる場合は事前に対策を講じる必要があります。「自分に相続が発生したら障害のある相続人は1人で生きてゆけないかもしれない」このようなとき個人版信託は有用な手立てとなります。

### (5) 内縁関係その他

事情により籍を入れていない事実婚(内縁関係)もあります。また内縁に限らず生計をともにし、一緒に暮らしながら親族関係ではないという間柄も他にはあるでしょう。特に再婚の際配偶者の連れ子と養子縁組をしなかったケースなどが考えられます。このような事実上の配偶者や養子は法律的には相続人ではありませんから、遺言をしておくとか生前に贈与、死因贈与、縁組など同伴者が困らないような措置を講じておかなければなりません。内縁の場合籍を入れることができない事情があるときは住民票の続柄を「未届の妻または夫」としておけば法律的な相続人でなくとも様々な社会保障制度を受けることができます。配



偶者に相続人がいない場合でも特別縁故者として認められれば財産分与を受けることもできます。

## 債務

プラスの財産は遺言及び遺産分割協議で相続人が自由に取得割合を決めることができますが、債務は債権者の承諾が無い限り全相続人が法定相続分に従い相続することになります。たとえば賃貸アパートを相続した長男にアパートに伴う借入金も相続させたいときは債権者の承諾が必要となります。相続人の間で債務の負担割合を決めることは有効ですが、それを債権者に主張するためには債権者の承諾が必要なのです。もし長男一人が賃貸アパートを相続し、建設に伴う借入金も相続させたいなら債権者と全相続人との間で免責的債務引受契約を交わさなければなりません。権利を相続するならそれに付着する義務もその人が相続するのが公平であるし権利関係もすっきりします。事業承継についても、社長が会社の個人保証をしている場合には後継者以外の相続人も債務だけは引き継いでしまいますから何らかの対策を講じなければなりません。

### (1) 会社に対する貸付金

社長個人が自分の会社に金銭を貸し付けている、いわゆる社長勘定というケースはよくあることです。もし社長個人が自分の会社に 5000 万円貸し付けたまま相続が開始したとするとその貸付金は 5000 万で評価されてしまい相続税の課税対象になってしまいます。ところが会社は赤字で貸付金を回収できそうもないときは相続の開始前に以下のような処理をしてください。まず社長が会社に対する貸付金を放棄します。結果として放棄を受けた会社に債務免除益が計上され課税がされます。②貸付金を現物出資により出資にします。出資後も会社が債務超過であれば会社の株式の相続評価はゼロで評価されます。社長個人が会社に運転資金をつぎ込むケースはよくありますが、赤字の場合が多いのではないのでしょうか、なにも対策を講じないとすると回収不能な貸付金に相続税が課税されることとなります。

### (2) 保証人の地位

被相続人が好意で誰かの保証人になっていたとします。しかしそのことを家族にはなかなか打ち明けられないものです。この状態で相続が開始しても主たる債務者が滞り無く返済しているうちは問題となりませんが、主たる債務者が返済できなくなったとき、ある日突然債権者から相続人に対して貸金返還請求が届くことになります。相続人は被相続人の権利義務を承継していますから隠れた債務(保証人の地位)に対しても注意しなければなりません。裁判上の地位に関しても同様のことがいえます。目ぼしい財産がないときは念のため相続を放棄しましょう。被相続人に債務があるかどうか分からない場合は、個人情報信用機関(銀行系、クレジット系、信販系)なども活用してください。

### (3) 相続人の債務

相続人の一人に多重債務者がいる場合は第三者登記が入る可能性があります。消費者金融は債務名義に基づき相続人に代位して法定相続分に従った強制登記をかける準備ができていると思ったほうが無難です。相続が開始すると債務者の共有持分を差し押さえ、競売の申し立てをしながら債権回収を図ります。これを回避するため遺産分割協議で「私は何もいりません」とした場合、その行為は詐害行為取消権の対象になってしまいます。これを回避するには遺言公正証書が有効ですが、予め相続人が債務整理をしておくことが一番望ましい解決方法です。

### (4) 債務の承継

相続財産の中に賃貸マンションなどの資産がある場合は建設にともない銀行借入れをしているケースが

ほとんどです。相続人の一人が単独で賃貸マンションを相続したとしても借入金自体は「当然分割」とされ法定相続人が相続割合で承継してしまいます。相続人の間では債務の引き受けは自由に決めることができますが、そのことを債権者である銀行に主張できません。これを避けたいなら金融機関、マンションを相続する相続人、その他の相続人全員での3者間で免責的債務引受契約を締結する必要があります。ここでは金融機関との交渉力が求められます。

## 相続税

相続が発生した時の一次的な関心事といえば、まずは相続税です。いくら相続税がかかるだろうか？申告はしなければならないのか？などがおもに気になるところです。統計的にみれば年間およそ 100 万件の相続が発生しますが、そのうち相続税が課税される割合は 4～5%に過ぎず、残り 95%は課税されません。(平成 23 年に相続税法改正の可能性があります。)相続税という側面から大別するなら、相続は①相続税のかからない人 ②相続税の申告をすることによって相続税がかからない人 ③相続税がかかる人に分けることができると思います。相続により取得したプラスの財産からマイナス財産と葬儀費用、基礎控除額を差し引き、残り(正味財産)がある場合に相続税が課税される、そんなイメージで捉えてください。

### (1) 相続税がかかる財産とかからない財産

遺産の全てに対して相続税がかかるわけではありません。相続税には課税される財産(課税財産)と課税されない財産(非課税財産)があります。課税財産とは金銭に見積もることのできる経済的な価値があるものの全てが含まれます。

以下おもな課税財産を記してみます。

土地(田、畑、宅地等土地目の如何を問わない。借地権、永小作権も)

建物(貸家、自家用家屋、その他構築物)

事業用資産(機械器具、自動車、船舶、商品、製品、売掛金、貸付金、未収金、受取手形、営業権)

現金・預貯金(金銭、小切手、普通預金、定期預金、)

有価証券(上場株式、自社株式、国債、公債、社債、証券投資信託受益権、貸付信託の受益証券)

その他の財産(家具、立木、宝石、貴金属、ゴルフ等会員権、書画、骨董品、特許権、著作権、未収家賃、貸付金)

以上のほかに建築中の家屋、準確定申告の還付金、生前に支給が確定した退職金、入院、解約返戻金などにも課税されます。注意したいのは社長個人の会社に対する貸付金や名義預金などです。

みなし相続財産(生命保険金、生命保険契約に関する権利、定期金に関する権利、退職手当金、その他の経済的利益の享受)

相続時精算課税制度を適用させた財産・過去 3 年以内の暦年贈与

### (2) 相続税がかからない財産

社会政策的な見地、国民感情、財産の性質上相続税の対象とすることが適当でない財産もありますがこれらを相続税の非課税財産といいます。以下おもなものを記してみます。

墓所、仏壇、仏具、香典。

公益事業を行う者が相続または遺贈により取得した財産でその公益事業に供することが確実なもの。

心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権。

相続人が受け取った生命保険金のうち一定の金額。(500 万円×法定相続人の数)

相続人が受け取った退職手当金のうち一定の金額。(500 万円×法定相続人の数)

相続財産を申告期限までに国等に寄付をした場合における寄付財産や特定の公益信託の信託財産とするために支出した場合における金銭。

### (3) 債務控除

相続税は相続または遺贈により受けた利益(正味財産)に担税力を求め課税されるため財産の取得者が被相続人の債務を承継して負担する時はその負担分だけ担税力は減殺することになります。そのため債務や葬式費用を取得財産の価格から控除して相続税の課税価格を計算します。以下に債務控除できるものを例示してみます。

銀行借入金(その他金融機関からの借り入れ)

貸家の敷金や保証金(返還を要するもの)

未納固定資産税・所得税・消費税・準確定申告による税金・延滞税・損害賠償金等

債務控除できないもの

墓地購入未払い金・遺言執行費用・税理士報酬・香典返戻費用等

#### (4) 贈与財産の相続財産への加算

被相続人から生前に財産の贈与を受けていた場合にはその贈与時の財産価格をもって相続税の課税財産に加算し相続税として計算し直すことになっていますが、このことを相続財産の持ち戻しといいます。但し相続開始日から3年以上経過した贈与は加算しません。該当する贈与があった場合は相続税の課税財産として算入しなければなりません。これとは別に相続時精算課税制度を選択していた場合は3年以上前の贈与も相続財産に持ち戻し計算します。

以上までのことで相続税として課税される財産の中身がおよそ把握できたことと思います。

#### (5) 算出相続税額

相続税の計算をする際は法定相続人の数を採用し、税率については超過累進税率を採用して計算をすることになっています。課税される財産の中には土地、家屋、有価証券、預貯金等様々なものがありますがこれらを相続開始時に円で換算するといくらになるのかという財産評価をおこないます。評価の方法は財産の種類により異なりますが、たとえば財産が土地なら路線価格で評価することになります。

課税価格を算出したところで、そこから基礎控除額を差し引きます。

基礎控除額は( )内は平成27年1月1日に相続が開始した場合)

5,000(3,000)万円+1,000(600)万円×法定相続人

の数で計算します。

たとえば父母と子供2人の家族構成で父に相続が開始したとしたら

5,000(3,000)万+1,000(600)万×3人(母、子供2人)=8,000(4,800)万円

が基礎控除額です。

この家族の場合課税価格の合計が8,000(4,800)万円以下なら相続税は課税されません。また課税価格の合計が基礎控除以下なら相続税申告の義務もありません。

\*但し平成27年1月1日以後に相続が開始した場合には上記の家族構成で基礎控除が4800万円まで引き下げられます。

相続税額の総額は以下の要領で算出します。

相続税の課税価格の合計額から

基礎控除額を控除した金額(課税遺産総額)を  
法定相続人が法定相続分に応じて仮に取得したものとした場合における  
その各取得金額につき  
それぞれ超過累進課税を適用して計算した金額を  
合計した金額とする。

法定相続人というのは、相続の放棄があったとしても、その放棄がなかったものとした場合における相続人をいいます。相続税計算の場面では相続人の恣意性を廃除し、租税回避行為を防止するため法定相続人の数で計算することになっています。父に相続が開始し、課税価格を2億と仮定し、配偶者と子供2人が法定相続人として計算してみると

2億 - (5000(3,000)万 + 1000(600)万 × 3人) = 12,000(15,200)円(課税遺産価格)

配偶者  $1/2 \times 12,000(15,200) = 6,000(7,600) \times 30\%$ (税率) - 700万(控除額) = 1,100(1,580)万(相続税)

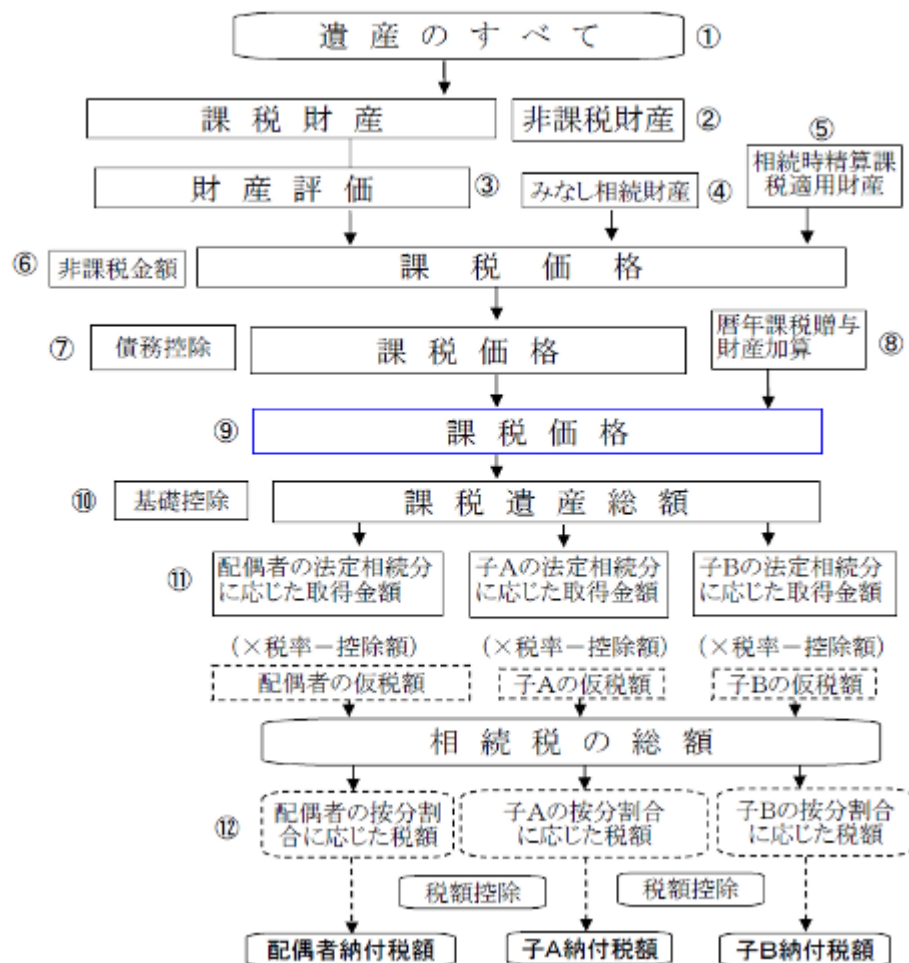
子供  $1/4 \times 12,000(15,200) = 3,000(3,800) \times 15\%$ (税率) - 50万(控除額) = 400(520)万(相続税)

子供  $1/4 \times 12,000(15,200) = 3,000(3,800) \times 15\%$ (税率) - 50万(控除額) = 400(520)万(相続税)

この家族の場合、子供それぞれ400(520)万円配偶者1100(15,200)万円、あわせて1900(2,620)万円の相続税がかかることとなります。但しこれは法定相続が行われたと仮定した場合の相続税の総額にすぎません。法定相続分で遺産分割をしなければならないという規則はありませんから配偶者がすべて相続しても良いし、合意があればどのような分け方をしても構いません。各人の相続税額は、相続税の総額に対して実際にその人が取得した割合(按分割合)に応じて算出することとなります。相続税コスト削減だけを考えるなら、上記のような一次相続の場合は配偶者が2億すべてを相続し、配偶者税額軽減を適用させれば相続税はゼロにおさえることもできます。但し申告が必要です。各人の相続税を算出したあとで配偶者税額軽減をはじめ、未成年者控除、贈与税額控除、障害者控除、相次相続控除、二割加算等を経て最終的な相続税額が確定します。

## 相続税の計算の流れ

### 相続税の計算の流れ



①遺産のすべてとは金銭に見積もることができる経済価値のあるものすべてが含まれる。

②非課税財産とは墓所仏壇仏具などで、香典も非課税財産となる。

③遺産の中には土地建物株式などが含まれるが、それらを円に換算するといくらになるか財産評価をおこなう。

④みなし相続財産とは相続人が受け取る生命保険金や退職手当金などをいう。これらは本来相続財産ではないが、相続に起因して支払われるものなので相続税として課税される。

⑤相続時精算課税制度を適用した場合は適用財産を相続財産に戻して計算し直す。

⑥生命保険金については500万円×法定相続人の数までは相続税がかからない。退職手当金についても同様の非課税枠がある。

⑦被相続人の債務および葬式費用などは債務として控除できる。

⑧被相続人から生前贈与を受けていた場合は相続財産に戻して相続税として計算し直す。但し相続開始3年以内の贈与に限られ、すでに支払った贈与税の一部が還付される。

⑨最終的に相続税が課税される部分。

⑩5000(3,000)万円+(1000(600)万×法定相続人の数)が基礎控除となる。遺産が基礎控除以下なら申告の義務はない。( )内は平成27年1月1日以降に相続が開始された場合)

- ⑪基礎控除を超えた部分について仮に法定相続人が法定相続分に応じて財産を取得したものとみなして、それに税率を乗じ各人の相続税の総額を算出する。
- ⑫相続税の総額を相続人が実際に財産を取得した割合で按分して各人の納付税額を算出する。
- ⑬配偶者の税額軽減、贈与税額控除、未成年者控除など各相続人の税額控除をして最終的な納付税額を算出する。



## 更正の請求

相続税の申告書は 100 人の税理士に依頼したら税額の異なる 100 種類の申告書ができる。少しオーバーな言い方ですが、現実として 10%から 20%の差は生じます。土地資産家の場合は数千万もの税差額が生じることもあります。原因としては得手不得手(知識の有無)や勘加減などが考えられます。

相続税贈与税の申告書を提出したあとに・申告内容に間違いがあり相続税贈与税が過大であることを発見した場合・申告時点では間違いではなかったが相続特有の後発事由の発生により相続税額が過大となった場合更正請求の手続きにより相続税額の還付請求をすることができます。税務当局は申告書の誤りが僅少なものと過大なものについては調査を終了します。更正の請求とは納税申告書等により既に確定した税額が過大であることを発見したときに納税者が税務署に対してその是正を請求するものです。更正の請求には相続税法 32 条による更正の請求と国税通則法上の請求(原始的事由、後発的事由)などがあります。特に多額の納税をした場合は正しい申告がされたのか? 検証してみる必要もあります。

### (1) 相続税法による更正の請求

以下のいずれかの事由に該当したために相続税額等が過大となったときは、その事由が生じた事を知った日の翌日から4ヶ月以内に限り更正の請求(還付請求)をすることができます。

申告期限までに分割協議が調わなかったのでとりあえず法定相続分で申告し納税したが後日分割協議が成立し、法定相続分とは異なる分割をした場合

認知に関する裁判の確定、推定相続人廃除の裁判の確定、相続回復請求権による相続の回復、放棄の取り消し、胎児の出生、失踪の宣告などにより相続人の数に異動が生じた場合

納税後に遺留分減殺請求訴訟を提起され裁判で返還の額が確定した場合

遺贈の放棄または遺言書の発見があった場合

物納土地が土壌汚染されていた、物納土地地下に廃棄物があることが判明したことを理由に物納が取り消された場合

相続財産として申告した土地が被相続人の財産ではなかったという判決があった場合

相続開始後に認知された者から価格請求され弁済額が確定した場合

解除条件付き遺贈及び停止条件付き遺贈の条件が成就したことによりすでに納付した納税額が過大になった場合

特別縁故者への財産分与が認められた場合

申告期限までに分割協議が調わなかったため配偶者の税額軽減を適用できなかったが後日{3年以内}分割協議が調い配偶者の税額軽減が適用できるようになった場合

相続開始年に被相続人から贈与により財産を取得していた場合

申告期限までに分割協議が調わなかったため小規模宅地の特例を適用できなかったが後日{3年以内}分割協議が調い小規模宅地の特例を適用できるようになった場合

申告期限までに分割協議が調わなかったため特定事業用資産の特例を適用できなかったが後日{3年以内}分割協議が調い特定事業用資産の特例を適用できるようになった場合

### (2) 国税通則法による更正の請求

相続税法による更正の請求は法律的にはこの国税通則法の規定を原則とした場合の特例規定です。したがって(1)の相続税法による更正の請求が優先しますがこれに該当しないときに初めて国税通則法に

による更正の請求を適用します。

#### 原始的事由

申告書に記載した課税標準等もしくは税額等の計算が

- ① 国税に関する法律の規定に従っていなかったこと
- ② または当該計算に誤りがあったこと

により納付すべき税額が過大、純損失等の金額が僅少、還付金の金額が過少となった者は法定申告期限から1年以内に限り更正の請求ができます。申告書に記載した課税標準等もしくは税額等の計算が①相続税法の規定に従っていなかったこと②または計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大、純損失等の金額が僅少、還付金の金額が過少となった者は法定申告期限から1年以内に限り更正の請求ができます。つまり相続税法では更正の請求ができる期限をその事由が生じたことを知った日の翌日から4ヶ月以内と定めていましたが4ヶ月を経過した場合でも法定申告期限から1年以内であれば更正の請求ができるということになります。具体的には以下のような誤りがあったとき1年以内に限り更正の請求ができます。

狭義の考え方(相続税法・租税特別措置法の法令のみを射程とした場合)

- ① 債務控除できるものを控除しなかった
- ② 特別障害者なのに一般障害者で申告した
- ③ 特定居住用宅地なのに評価減割合を50%として申告した
- ④ 相続人が父母なのに2割加算をした
- ⑤ 税率の適用を間違えた

広義の考え方(通達、情報、事務連絡も射程に入れた場合)

- ① 奥行価格補正を行わなかった
- ② 不整形地なのに不整形地補正を行わなかった
- ③ 広大地に該当するのに広大地評価を行わなかった
- ④ 借地権割合C地域の貸宅地評価に自用地×70%をした
- ⑤ その他 通達等に従わず税額が過大であった

#### 後発的事由

- ① 被相続人の債務として申告しなかった債務が被相続人の債務であるとの判決が確定した場合
- ② 被相続人の名義預金なので相続財産として申告したが、他人に対する相続税の調査で他人の被相続人の名義預金と指摘され(実質所有者は他人の被相続人だった)その他人に対して増額更正処分がされた場合、など

\*どちらにしても計算などに間違いがあったり後日事情が変更し結果的に相続税を多く払い過ぎたことを発見した場合にはその分を取り戻すことができるということです。

#### 更正の嘆願および更正の請願

本来なら相続税の申告期限から1年以内であれば更正の請求ができる事案でも1年を経過すると更正の

請求はできなくなります。1年を経過しても5年以内であれば更正の嘆願または請願をすることは可能です。しかし嘆願の法律根拠は明確ではありません。嘆願は税務署長の裁量権であるとの見方もありますがここに一つの見解を示します。国税通則法24条(更正)25条(決定)26条(再更正)では条文において「…更正する」「…決定する」と定め、税額に誤りがあったことを知った税務署長に更正、決定をする義務を負わせており、その是正する除斥期間は70条2項で相続税法は5年と定めているため、義務として是正すべきなのです。

\*更正の請願は日本国憲法第16条、請願法第5条で定められています。しかし、更正の嘆願または請願を認めるか否かは税務署長の裁量権との見方もあり不安定な状態にあります。東京高裁(平成15年2月27日)で税務署長の職権更正(裁量権)といわれている更正の嘆願をしなかった税理士に対して、「税理士としての職務上遂行すべきことをしなかった」として損害賠償命令があり、確定しました。

更正の請求を特に検討したいケース

未分割で申告後納税した場合

配偶者の税額軽減の可能性がある

小規模宅地の適用の可能性がある

相続財産の中に広大地があった場合(広大地評価を適用したかどうか?)

市街化区域内に山林があった場合

調整区域内に広い雑種地があった場合

広い不整形地があった場合

まとめ

年間約100万人の相続がありますが、そのうち相続税が発生するのは約5%に過ぎません。それにひきかえ税理士の数が7万人ですから相続税の申告をしたことがない税理士さんもいるのです。相続財産の割には相続税が高額だと感じたら一度検証してみましょう。特に平成21年に相続が発生するケースでは相続税が過大となっている可能性があります。平成19年から20年にかけての公示価格は全国的に地価の下げ止まりか若しくは上昇に転じる内容となっています。相続税を算出するための路線価格も公示価格に伴い当然上昇しています。相続税納付のために相続で取得した土地を市場で売却したところ路線価格以下でしか売れなかったような場合は更正請求を検討すべきです。昨年の相続(特に都内)ではこの乖離現象が生じています。

## 税コスト削減

相続で取得した土地をどのようにして評価するのでしょうか？相続税法22条では相続により財産を取得したときの「時価」で評価するとしています。そしてその時価とは財産評価基本通達(路線価)によって評価した価額であると定めているのです。土地については路線価を基本として土地の評価をすることになっています。評価方法については土地の利用単位ごとに区分して評価します。たとえば自宅の敷地が広いので敷地の一部を畑として利用しているような場合は畑部分と自宅敷地部分とを分けて評価することになります。相続税は実際に取得した正味財産に対して課税されるものですが、ここでは税コスト削減についていくつか紹介したいと思います。

### (1) 居住用財産の配偶者贈与

簡単にできる相続税対策として居住用財産の配偶者贈与があります。居住用財産またはそのための取得資金として2,110万円(基礎控除含む)までは非課税で配偶者に贈与することができます。相続税が発生する人は実行する価値があります。夫が所有する自宅家屋とその敷地の持分を妻に2,110万円分贈与だけです。要件としては婚姻期間が20年以上の夫婦であることです。相続税率50%の地主さんに当てはめてみれば約1,000万円の節税効果が見込めます。贈与税はありませんが後日不動産取得税が課せられますから予め手当てしておく必要があります。

### (2) 生前に所得を移転しておく

賃貸物件を多数所有している地主さんなどは家賃収入も多く、その分所得税も相続税も最高税率で課税されます。このような方は所得の基となる建物(アパートやテナントビル)を子に贈与したり、子を代表者とした法人に売却して所得分散を図れば税負担が軽減できます。ポイントは建物のみを子に贈与、建物のみを法人に売却すること。注意点としては、負担付贈与とみなされないように処理すること、予めサブリース形態にしておくこと、等ありますが手法さえ間違えなければ効果は大です。

### (3) 利用区分を分ける、又は同一にする

冒頭記したように土地を評価する際はその利用状況に応じ区分して評価します。この理屈を利用して自宅の敷地が広大なら一部を駐車場にするとか、畑にするなどして用途を変更すればその土地の評価を下げることも可能です。一方で隣り合わせの利用状況の異なる土地を同一用途に直して広大地補正を適用させれば評価を下げる事ができます。

### (4) あら捜し

土地の評価をする際は利用単位ごとに区分して評価します。評価の基本は路線価格によりますが、ただ単に前面路線価格×面積で算出するわけではありません。その土地の間口、奥行、形状などによりそれぞれ画地調整率を乗じて算出します。たとえば同じ100㎡の土地でも間口10m奥行10mの土地と、間口5m奥行20mの土地とではたとえ同じ面積でも同じ価格というわけにはいきません。前者は建物の建築や貸し駐車場その他様々な用途としての利用が考えられますが、後者はいわゆるうなぎの寝床といわれる地形であり利用方法も制限されるためその分評価が下がります。物件の所在する地区区分により異なりますが、後者の場合は奥行価格補正率、間口狭小補正率及び奥行長大補正率を乗じて評価額を算出します。その他の減価要因として、地形が不整形である土地、路線に接していない土地、ガケ地である、広大

地である、線路沿い高圧線下などが考えられます。

#### (5) 相続税取得費加算

相続人が相続税を支払うために相続で取得した土地を売却した場合、支払った相続税については取得費として控除することができますが、これを相続税取得費加算といいます。たとえば相続で土地等は取得したものの、その土地に対する相続税を手持ち金で納付したとします。このようなケースに該当すれば申告期限後 3 年以内であれば支払った相続税部分については譲渡税を支払うことなく土地を売却することができます。売却理由は問われません。

#### (6) 資産組み換え

1 億円の現預金はそのまま 1 億円で評価されますが、この 1 億円でアパートなどの収益物件を建てた場合その評価はどうなるでしょうか。1 億円で建てたアパートはおよそ 5000 万円で評価されますからこれだけで 5000 万円相続税の課税価格を減らすことが出来るわけです。手持ちが無い場合は土地を担保に借入れを起し建てたりもしますが、あまり無理な借入れをして建てるのはお勧めできません。メーカーは「借金は相続税の対策になりますよ」と建築を勧めますが、後の空室リスクや賃料デフレの話をしてくれましたか、ただ闇雲に建てるのではなく企画提案のできるコンサルタントに相談しながら進めることです。地主さんはバランスの良い資産構成を心がけてください。

#### (8) 資産組み換え その 2

手持ち金に余裕があるなら生命保険に加入するという手があります。これは相続人が受け取った生命保険金については非課税枠が設けられていることを利用した相続税の対策です。法定相続人が 3 人、現預金が 5000 万円あったと仮定して比べてみましょう。

なにもしない場合 → 現預金 5000 万円としてそのまま評価される

5000 万円のうち 3000 万円で終身保険に加入し相続人が 3200 万円の生命保険金を受け取った場合 → 3200 万円に対して(500 万円×3 人) 1500 万円が非課税となるので 1700 万円が課税対象となる。残余の 2000 万円とあわせた 3700 万円が相続財産として評価される。結果として相続税の課税対象が 1300 万円減少することになります。

このように手持ちの現預金を生命保険に変換することで相続税コスト削減になります。相続税対策として生命保険を活用するなら保障額の大小ではなく非課税枠を使い切ることが目的なので終身保険がお勧めです。

#### (9) こまめに贈与

景気対策の一環として平成 22 年は 1500 万(暦年込みなら 1610 万)平成 23 年は 1000 万(暦年込みなら 1110 万)の住宅取得資金の非課税贈与が施行されています。資産家にとっては課税価格を減らす事もできますから相続税コスト削減になります。注意点や落とし穴もありますがこの特例を使い積極的に贈与してあげてください。常日頃から子や孫に贈与してあげるということは家族関係を円滑にし、後の相続争いを回避することにもつながります。相続と違い生前に親から頂く財貨にはありがたみがあり、子や孫からは喜ばれます。勿論相続税対策にもなりますから「こまめに贈与」には目に見えないおおきな意味があります。

(10) 鑑定評価を利用する

相続税の土地評価は路線価格が基本ですが、この路線価格は後追いで付されるため相続開始時の経済事情が正しく反映されていないこともあります。その結果時価に比べて相続評価のほうが高額になってしまうことになります。そのほかにも路線価格を基に評価すると高額になってしまう市街地の山林や傾斜地、評価が難しい広大地なども存在します。どう評価するかは税理士次第ですが、「相場と比べてやけに高いな」と思ったら不動産鑑定士に鑑定評価を依頼するという手もあります。鑑定評価と路線価評価とでは数千万の差異が生じることもありますから、特に傾斜地や不整形な広大地、調整区域の雑種地などは検討する価値があります。

## 生前贈与

すべての贈与が課税されるわけではなく、課税されない贈与もあります。親が子のために支出する生活費、教育資金、留学資金、結婚資金などは扶養義務者相互間贈与とされ贈与税の対象にはなりません。但し税法上は非課税ですが民法上は目的を問わず相続人に対する生前贈与は特別受益となり遺留分基礎に算入されますから遺産分割において配慮が必要です。そのほかにも香典、花輪代、贈答見舞いなど社会通念上相当と認められるものも非課税です。

### (1) 暦年贈与

暦年贈与では1年間に110万円の基礎控除があります。年間110万円までは贈与税がかかりませんから、現預金に余裕があるなら積極的な贈与をお勧めします。たとえば相続税率50%の人に相続が発生した場合現預金に対しても50%の相続税が課税されることとなりますから、相続財産の中に120万円の現預金があったとしたら60万円相続税がかかることとなります。ところがこの120万円を生前に贈与すれば基礎控除が110万円ありますから $(120 - 110 \times 10\%)$ 贈与税は1万円です済ませることができます。相続税と比較して59万円の税効果が見込めます。これを10年続ければ590万円の税効果ということになります。但しこれをするなら毎年一回その都度贈与契約書を交わし、贈与者の口座から受贈者の口座に振込みをして贈与税の確定申告をする必要があります。相続税と贈与税の比較をして検討してみましょう。

### (2) 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度というのは65歳以上の親から20歳以上の子(代襲相続人も含む)に対して2500万円までは非課税で贈与ができるという制度です。2500万円を超えた部分については一律20%で贈与税が課税されます。後日相続が開始したときは贈与した財産を相続財産に持ち戻し、相続税として計算し直すという仕組みになっています。暦年課税との選択になりますが、一度相続時精算課税を選択した場合は撤回ができません。生前に後継者を確定できる、アパート等の収益を無税で贈与できる等のメリットもありますが暦年贈与の非課税枠放棄や遺留分侵害などのデメリットもあります。暦年贈与と比較検討したうえで選択してください。

### (3) 保険料贈与プラン

親から子に現金を贈与する、貰い受けた現金を用い子が親に終身保険を掛け、子の一時所得として生命保険金を受け取る。このようにして贈与金を生命保険の掛け金に流用する手法を保険料贈与プランといいます。そもそも資産家は受け取る生命保険金についても高い相続税が課せられてしまうためこれを回避するために保険料贈与プランが考えられました。相続人の一時所得として受け取った場合は①払い込み保険料が控除できる ②50万円の控除がある ③保険差益が1/2控除できる等のメリットがあります。

この保険料贈与プランについては以下の要件を満たさない場合は被相続人の指示とみなされ、相続人が受け取った保険金はみなし相続財産となり相続税の課税対象になりますので注意してください。

毎年贈与契約書を交わす

過去の贈与税申告書を保管しておく

被相続人の確定申告で当該保険料を控除しないこと

贈与事実の心証が得られるように、親の口座から子の口座に振り込む

#### (4) 贈与の留意点

贈与は諾性契約ですが贈与契約書はちゃんと作成しておきましょう。300 万円の贈与なら手取りは 281 万円あります。基礎控除内の贈与ではあまり効率もよくないので、確定申告をして税金を払い効率のよい贈与にしたいものです。

よくお爺ちゃんが 5～6 歳の孫に贈与をするケースを見受けます。しかしその子が預金通帳と印鑑の管理、口座の開設、お金の処分から運用まで自分で出来るでしょうか。贈与者の印鑑で口座を開設し、管理も贈与者がしている場合がほとんどです。贈与はあげた人ともらった人の認識意思表示の合致が成立要件ですから、このようなお金には税務調査が入ります。相続税を支払う人は全体の約 5%に過ぎませんが、そのうちの 25%の人に税務調査が入ります。皆このような通帳を何冊も持っていますが、このお金はいわゆる名義預金と称され相続税の課税対象となってしまいます。もらったお金はそのままにしていかないで不動産や株など受贈者の確定した資産に組み換えておけば心配はありません。

子に対する贈与は平等にしてあげてください。あげる人も嬉しい、貰った人からも喜ばれ皆が幸せになるような贈与が望ましいものです。贈与は円満な相続を実現するための道程かもしれません。あげるほうは上から目線であげるのではなく、贈与はしても口を出さないこと。貰う人はちゃんと感謝の意を伝えること。これが贈与のマナーだと思ってください。このようなことができている家族なら相続争いはおき難いと思います。

平成 22 年は 1500 万円、平成 23 年は 1000 万円まで住宅取得資金として無税贈与ができます。景気対策を目的としているので実需が伴わない贈与は対象外ですが 1500 万円までは非課税ですから要件に合致する方は積極的にこの制度を利用してください。詳しい内容をお知りになりたい方は申しつけください。



## 生命保険の活用

生命保険契約には色々なタイプがありますから今自分が契約している生命保険契約がどのような内容なのかを把握しておく必要があります。生命保険契約は主契約と特約で構成されていますが、主契約の部分が定期保険、終身保険、養老保険により死亡時に受け取ることができる保険金の額も異なります。生命保険契約が自分の意図する内容どおりになっているのか？まずはそこを確認してください。死亡時の受取金の大小を重視するなら終身保険が最適です。

被保険者が死亡し、保険金受取人が死亡保険金を受け取った場合にはみなし相続財産として相続税、贈与税、一時所得などの課税がされます。誰が保険料を負担したのか？誰が受取人なのか？の違いにより受け取る死亡保険金の税目も異なりますから、ここもしっかり押さえておく必要があります。死亡保険金は数千万単位になることもあるので贈与税が課税されるようなパターンは避けたいところです。まず保険の種類と課税関係を把握したうえで相続対策に役立ててください。

### 留意点

独身時代に契約した保険は保険金受取人が父または母になっているケースが多い。結婚後改めて受取人を配偶者に変更するのを忘れていたこともあります。このまま逆順で相続が発生すると死亡保険金は親に支払われることになり、それを配偶者に手渡すには贈与税が課せられてしまうこととなりますから注意が必要です。遺言でも受取人の変更は可能ですが、遺言書の有無や開封により時間差が生じた場合、受取人から請求があれば先に保険金が支払われてしまうこともあります。後日保険会社に受取人の変更を請求しても一度支払われた保険金を改めて支払うことはありませんのでここにも注意してください。保険契約をしたあとで離婚をした場合にも受取人変更の問題が生じます。離婚にともない、保険金受取人を変更したいなら契約者自身が自ら変更手続きをしなければなりません。

## 生命保険と相続税対策

### 非課税枠を使い切る

相続税の課税対象となる死亡保険金を相続人が受け取った場合には法定相続人1人あたり 500 万円の非課税枠が使えます。たとえば夫婦と子供 2 人という家族構成で夫が死亡し死亡保険金を妻が受け取ったとしたら  $500 \text{万円} \times 3 \text{人} = 1500 \text{万円}$  までの死亡保険金については相続税が課税されません。手持ちの現金で保険に加入し、死亡保険金として受け取れば 1500 万円が非課税となるわけです。高齢でも一括払い終身保険の加入はできますので、相続税コスト削減が目的ならこの非課税枠を使い切ることが大切です。

### 分割対策

相続財産は自宅しかない、相続人は子供ABCの3人、長男Aが被相続人の面倒を看つつ自宅に同居していたところ相続が開始した。このケースで考えてみましょう。長男Aは被相続人と同居し介護を続けたという自負から当然に自分が自宅を相続できるものと思うかもしれませんが、BCからすれば何も貰う物が無いためそれが紛争の火種になってしまうこともあるのです。この問題は被相続人が生存中は顕在化しないため非常にわかりにくい問題です。このようなケースでは「Aに全てを相続させる」という遺言をしておくとともにAを受取人として死亡保険金を遺してあげれば紛争を回避することもできます。Aは自宅を相続することと引き換えにBCに保険金を代償財産として交付すればよいわけです。

### 分割対策その2

事業承継についても同様のことが考えられます。中小企業経営者の相続財産は、そのほとんどが株式や店舗などの事業用資産に偏っているのが現状です。たとえば共同相続人ABCのうち長男Aが後継者として事業承継した場合BCは相続する財産が乏しいため争いになってしまうことがあります。このような時はBCに代償財産として保険金を取得させれば摩擦を軽減させることができます。但し、Aを後継者と認めBCが遺産分割協議で一步譲ったとしてもAの承継する会社の債務は法定相続分でBCは相続してしまうのでBCは保険金を取得する代りに相続放棄を選択したほうが無難かもしれません。相続を放棄してもBCは死亡保険金を受け取ることはできますから。

事業承継と相続は密接に関係しており、切り離して考えることはできません。

## 遺言が必要なケース・もめる類型

指定(遺言)相続は民法で定められた法定相続に優先します。但し相続人全員の意味が一致したならば遺言に従わず協議による分割も可能です。遺言は被相続人の最終的な意思表示といえますが、遺言の目的とは何でしょうか？遺言の最大の目的は、民法が保障した法定相続分に修正を加えることにより相続人の無益な争いを防ぐことではないかと思えます。たとえば被相続人甲に2人の子ABがいたとしたらABの法定相続分は1/2づつということになります。AB争うことなく1/2の割合で円満な相続が期待できるなら遺言は不必要ということになりますが、1/2づつでは不公平が生じる事情が存する、或いは遺言が無いとAB間に紛争が生じる可能性があると思うのなら遺言をしてあげてください。一旦相続が開始してしまうと法定相続分の修正はできません。ABともに譲り合えるような間柄だとしてもいざ相続が開始すると配偶者の横やりなども手伝い摩擦は起き易いものです。何も問題がないとしても遺産分割の道筋をつけるためにも遺言をしてください。

## 遺言が必要なケース

夫婦の間に子供がいない場合で配偶者に全財産を渡したいとき(夫、妻ともに書くこと)

\*夫婦間に子供がいない状況で夫に相続が開始すると夫の兄弟にも相続権が発生するため妻に全て相続させるためには遺言が必要となります。

・内縁の妻がいる \*内縁の妻は相続人ではないため遺言が無いと財産を渡すことができません。

長男の嫁など相続人以外に財産を渡したいとき

過去の贈与をなかったものとしたとき

死後に子の認知をしたいとき

相続人が多重債務者の場合

\*相続人が多重債務を抱えている場合は相続人の債権者から強制登記をされる可能性があります。これを避けるためには遺言が必要です。

## 遺言があったほうがよいケース

再婚し、先妻の子と後妻または後妻の子が相続人となる場合

\*先妻の子と後妻は敵対しやすい。先妻から承継した財産があるなら先妻の子に戻してあげるべき。

長男に家業を承継させたい、農業をしているため農地を分散させたくない

借金がある

誰かの保証人になっている

\*保証人の地位は法定相続分で相続してしまいます。遺言で打ち明けてください。主たる債務者が返済できているうちは問題が表面化しませんが、主たる債務者が破産した場合は相続人が返済しなければなりません。

行方不明の相続人がいる、親の意の適わぬ相続人がいる

土地建物や事業資産しか財産がない

相続人が誰もいない

## もめる類型

子供の頃から兄弟の仲がよくない(やることすべてが反対)

父母と長男の死亡が逆順の場合(嫁が憎まれる)

一子長女、二子長男(責任感の対立が生じる)

非嫡出子がいる・疎遠の相続人がいる  
子無し長男夫婦の夫先死亡(財産が他家に流れる)  
先妻の子と後妻が相続人

### **遺言でもできること**

子・胎児の認知  
相続人の廃除(実務上立証は難しい)及び排除の取り消し  
生命保険金受取人の変更

### **遺言の限界、留意点**

相続人には遺言にも勝る法律で保障された最低限の相続分がありますが、これを遺留分といいます。遺留分を侵害した遺言は当然に無効とはなりません、後日侵害された相続人から遺留分減殺請求をされた場合、代償金の支払いもしくは財産の一部の引渡しが必要となる判決が下されることになりますので予め注意が必要です。

遺言が被相続人の最終的な意思表示と考えた場合、被相続人の環境の変化、心変わりなどにより遺言が書き換えられている可能性もあります。書き換えられた部分については相続開始直近の遺言が有効となります。

遺言は相続人全員の意思が一致すれば放棄することもできます。遺言執行者が指定されている場合は手続きが必要ですが、基本的には相続人全員の了解があれば遺言に従わずどのような分け方をすることもできます。

遺言は法律の方式に従い作成しなければ無効となってしまいます。また要件を満たしていたとしても公正証書以外の遺言は開封にあたり家庭裁判所の検認が必要です。検認とは相続人全員が家庭裁判所に呼ばれて顔をあわせるということです。不仲の相続人がいる場合、遺言で何も遺産をもらえない相続人がいる場合などはその場で争いが生じてしまうこともあります。また隠匿、破棄、改ざんのおそれもあります。公正証書にしておけば検認も不要ですし、隠匿などの心配もありませんので、遺言をするなら公正証書がお勧めです。

## 遺言書の作成について

遺言には自筆証書、公正証書、秘密証書などの種類があります。その他にも船が遭難した場合など特別の方式による遺言もありますが、公正証書が一番お奨めです。遺言は相手方の無い単独の意思表示であり、遺言者の死亡によりはじめてその効力が生じます。しかし遺言者の死亡後に遺言の真意を確かめることはできませんし、他人による偽造や変造などの恐れもあります。そのため遺言を作成する場合は厳格な方式に従わなければなりません。要件を満たしていない遺言は無効となりますので注意が必要です。また、遺言者が生存中は遺言者自らがいつでも自由に遺言を撤回できますし内容を変更することもできます。遺言の目的にしたからといってその土地の処分ができなくなってしまうわけでもないし、口座の預金が使えなくなるわけでもありません。一度遺言したとしても自分の財産ですから自由に処分ができるわけです。遺言には相続人の無益な争いを抑える大きな効果があります。のこされた相続人が争うことの無いよう積極的に遺言をしてください。

## 遺言のできること

遺言者の最終的な意思表示として相続に関する事、遺産の処分に関する事、身分に関する事、遺言執行に関する事などが遺言でできます。

(あ) 相続に関する事としては、相続人の廃除や取り消し、お墓や仏壇の主宰者の指定、相続分の指定、特別受益の持ち戻し免除、遺産分割方法の指定などができます。

(い) 遺産の処分に関する事としては文字通り遺産の処分の方法、寄付行為、生命保険受取人の指定や変更などができます。

(う) 身分に関する事としては非嫡出子の認知、未成年後見人の指定などができます。

(え) 遺言執行に関する事としては遺言執行者の指定ができます。

(お) 上記法定外事項として付言ができます。円満な相続を実現するうえでとても重要なことです。どのような思いでこの遺言書を作成したのか、相続人がこの遺言を素直に受け容れられるように付言は必ず添えてください。

## 遺言の種類

### (あ) 自筆証書遺言

要件・遺言者が遺言の全文、日付、氏名を自分で書きこれに印(認め印でも可)を押します。自筆証書遺言中に加除や訂正があった場合は変更箇所を訂正し有効な遺言とすることもできますが、訂正要件が複雑なので書き直したほうが良いです。吉日という日付は無効となりますから作成した日付を記載してください。

メリット・作成が簡単でいつでも書くことができます。誰にも知られずに遺言書を作成することができ費用がかかりません。一度試しに書いてみるのもよいでしょう。

デメリット・方式が不備だったり、認知症などにより遺言能力が争われたり、内容が不完全なため遺言者が意図したとおりの効果が実現できないこともあります。また紛失や隠匿、偽造変造のおそれもあります。自筆証書遺言は家庭裁判所の検認手続きが必要ですから、相続人全員が家庭裁判所に呼ばれその場で開封をしなければなりません。

注意点・目的物を明確に表示すること。たとえば財産が土地なら地番を、建物なら家屋番号で表示してく

ださい。預金なら〇〇銀行〇〇支店、口座番号まで記載してください。無効では意味がないので市販の専門書なども参考にしたほうがよいでしょう。

#### (い) 公正証書遺言

要件：証人 2 人以上の立会いが必要ですがそれ以外これといった要件はありません。公証役場に赴き遺言の趣旨を公証人に口授し公証人が遺言書を作成します。これに遺言者と証人が署名押印をするだけです。

メリット・公証人が整理し作成するので無効になるおそれがほとんどない。公証役場で保管されるので紛失隠匿や偽造変造などの心配がない。家庭裁判所の検認手続きが不要。

デメリット・印鑑証明書や証人 2 人の手配など若干の手続きが必要です。遺言者が自ら証人をたてた場合その証人から遺言内容が漏れる事もあります。(費用はかかりますが公証役場でも証人を用意してくれる)財産の多寡にもよりますが手数料がかかります。

注意点・予め公証人との打ち合わせなども必要となるため、すぐに遺言書ができるわけではありません。

#### (う) 秘密証書遺言

要件・遺言者が遺言書を作成しこれに署名し印を押します。遺言書を封筒に入れ同じ印章で封印をする。遺言者が公証人と証人 2 人以上の面前でこれを提出し、筆者の住所氏名を申述したうえでそれぞれが確認し署名押印をします。

メリット・内容の秘密が守られる。偽造変造のおそれがない。費用は 11,000 円だけで済む。代筆でもよいし、パソコンやワープロでもよい。但し遺言書への署名押印は必要です。

デメリット・印鑑証明とか証人 2 人とか若干の手続きがかかる。遺言の内容は漏れないが遺言をしたという事実が証人から漏れることもありうるし、紛失隠匿の可能性は残る。家庭裁判所での開封と検認手続きが必要です。

#### 留意点

どの遺言でも同じですが、遺言書の中で遺言執行者を指定するのが原則です。遺言執行者とは遺言の内容を忠実に執行する人のことをいいます。遺言書の中で「この遺言の執行者を〇〇に指定する」と指定してください。遺言執行人には貸し金庫の開扉権限、内容物の受領、預貯金の名義変更、払い戻しなど遺言執行に関する一切の権限も与えておくようにして下さい。スムーズな処理ができます。

法的な効力はありませんが、付言は必ず添えてください。どんな気持ちでこの遺言を作成したのか・・・なぜこのような分け方をしたのか・・・など、恨み事は書かず、相続人が素直に遺言を受け容れるように。付言には遺留分減殺請求を抑える効果があります。

遺言をする際、相続人に対しては「〇〇不動産を相続させる」という文言を用いてください。登記及び農地法借地借家法を考慮したとき「相続させる」という文言は大きな意味を持ちます。

相続人以外に財産を与える場合は手続き上共同相続人全員の印鑑が必要になります。相続人以外(たとえばAさんとする)に財産を与えたい時は「Aに遺贈させる」という文言を用い、その遺言についての遺言執行者をAさんに自身に指定してください。そうすれば単独で登記申請ができます。

遺言をする際には遺留分に対する配慮も必要です。相続人には必要最低限残さなければならない相続分というものがありますが、これを遺留分といいます。遺留分を侵害した遺言も当然に無効というわけで

はないので遺言書どおりに相続できますが、後日遺留分を侵害された相続人から遺留分減殺請求をされた場合侵害した部分については無効となってしまいます。

直系尊属のみが相続人となる場合の遺留分率は 1/3、配偶者や子供が相続人となる場合は 1/2 です。

兄弟姉妹には遺留分はありません。

夫婦間で遺言をする場合は各々別々に遺言書を作成してください。連名でした遺言書は無効となります。

## 認知症に備えて

高齢化社会を迎えるとともに認知症が大きな社会問題になっています。相続が開始する前に被相続人や相続人が認知症になってしまったらどのような弊害があるのでしょうか、相続と認知症は切り離して考えることができないほど密接に関係しています。

被相続人や相続人が認知症になると

自分名義の不動産であっても自由に売買できない、貸す事もできない。

遺言、分割、節税、借金、事業承継といった相続対策ができない。

介護サービスや治療行為を受ける契約ができない。

保険の満期時に受け取りができない。

家賃の支払いや受領、年金等給付金の請求や受領、貸し金庫、預貯金払い戻しができない。

遺産分割協議ができない・・・

認知症になると契約行為や、権利の行使、義務の負担など様々なことが制限され、今まで自らの意思で自由にしていたことができなくなってしまいます。相続に関してはほとんどの相続対策ができません。何らかの相続対策が必要なら健在なうちに講じる必要があります。

認知症になる前に(任意後見制度)

将来自分の判断能力が低下した時に備え、判断能力が低下する前に自分が信頼できる方と任意後見契約を結んでおくことができます。任意後見契約は公証人の作成する公正証書により締結する必要がありますが、契約を締結しただけの段階では効力は発生せず本人の判断能力が低下した段階で家庭裁判所において任意後見監督人が選任され、そこから効力が発生します。自分が信頼できる方を後見人として選んでおいて、自分の判断能力が低下したらその人に財産管理や身上監護を委ねるという制度です。任意後見契約の利用形態としては将来型、即効型、移行型の3種類がありますが、移行型がいちばん利用されているようです。任意後見契約と併せて公正証書による遺言や尊厳死宣言などもセットで済ませるケースもよく見受けられます。

すでに認知症なら(法定後見制度)

判断能力が十分でない場合に本人を法律的に保護する制度として法定後見制度があります。症状に応じて補助開始の審判・保佐開始の審判・後見開始の審判を家庭裁判所に申し立てます。申し立てから手続きが完了するまで2～6ヶ月ほどかかります。費用は5～15万円ほどです。後見人の職務は本人の生活状況に配慮しながら本人に代って必要な契約を結んだり、本人の財産を適切に管理することです。一旦後見人に選任されたら職務は本人の判断能力が回復するか死亡するまで続きます。

個人信託

まだ法整備が十分ではありませんが、個人信託を活用すれば将来起こりえる自由を想定してその対処方法を今現在決めておくことができます。たとえば自分が認知症になった場合の財産管理処分の方法、その後自分が死亡した場合の財産の帰属先など、オーダーメイドで30年先まで効力は及びます。これは本人と信託会社との契約なので後に本人が認知症になっても法的な制限を受けません。



## 信託を活用する

信託とは特定の人(委託者)がある目的のために他人(受託者)に委託者の有する財産を移転し、委託者または委託者が指定した第三者(受益者)のために受託者にその財産の管理運用を依頼することです。内閣総理大臣の免許または登録を受けた信託会社しか受託者になることはできません。個人信託とは個人の抱える財産管理・相続・事業承継・扶養・遺留分などの問題や将来の認知症の不安に対して、所有の財産についてオーダーメイドで信託を設計することによりその解決を図ることを目的とするものです。

委託者とは:財産権を受託者に引渡し信託を設定する人を委託者といいます。受託者に対し財産の管理運用を指示しますが、別途指図権者を指定して自己のかわりに指図をさせることもできます。

受益者とは:信託の利益を受ける権利を持つ人のことを受益者といいます。複数人にすることもできます。

受託者とは:信託を引き受け一定の目的にしたがって信託財産を管理運用する者をいいます。

信託財産:委託者から受託者に引き渡される財産のことをいいます。たとえば金銭・有価証券・土地・建物・金銭債権・動産・知的所有権などです。

信託の開始と終了:契約事項であり原則として自由に定められます。

### 信託の機能

#### 転換機能

信託された財産が信託受益権という権利となり信託目的に応じた形に転換できます。

#### 意思凍結機能

信託設定時における委託者の意思を、委託者の意思能力喪失(認知症)や死亡という事情の変化にかかわらず、長期間にわたって維持できます。

#### 受益者連結機能

委託者によって設定された信託目的を長期間固定しつつ、その信託目的に沿って、信託受益権を複数に、受益者に連続して帰属させることができます。

#### 利益分配機能

信託の元本及び収益を受益者に対して帰属させることができます。

家賃の支払いや受領、年金等給付金の請求や受領、貸し金庫、預貯金払い戻しができない。

#### 倒産隔離機能

信託財産が委託者および受託者の倒産の影響を受けません。

認知症になると契約行為や、権利の行使、義務の負担など様々なことが制限され、今まで自らの意思で自由にしていたことができなくなってしまう。相続に関してはほとんどの相続対策ができません。何らかの相続対策が必要なら健在なうちに講じる必要があります。

### 個人信託の効果

相続事業承継にあたり遺言ではなく信託を利用した場合には以下のようにきわめて大きな効果があります。

信託では本人が認知症になってしまった場合でも本人の認知症になる前の意向に基く財産の管理、運用、処分が可能です。

遺言は相続人全員の同意があればそれを反故にすることができますが、信託は本人と信託会社との契約のため相続人の意向に左右されません。

信託では本人の死後長期間財産の運用方法や承継者を本人が定めることができます。

信託でも遺留分を侵害することはできませんが、信託特有の機能を利用することにより効果的な遺留分対策をすることができます。

信託を利用すると株式の承継方法として、配当金を受ける権利と株式自体を受け取る権利を分離して承継することができます。

信託を利用すると、アパート等収益不動産の承継方法としてその不動産を相続する人以外の人に収益を渡し続けることが可能です。

個人信託を活用することによって今まで解消できなかった被相続人の想い、悩み、その他相続を取り巻く様々な問題を解決することができます。以下考えられる問題を挙げてみます。

①私は老後の生活を子供たちの世話になりたくない。自分が病気や認知症になった場合、自分の財産から治療費や介護費を支払ってもらえるようなことはできないか、また認知症になったとき悪徳業者から財産を守りきれない自信がない。

②貸地や貸家を所有しているが、相続が発生した場合子供たちは仕事もあるし、遠方で管理ができなくなるので心配だ。

③何十年も契約が続いている貸地、貸家がたくさんある。契約時期や内容もバラバラだし、賃借人に相続が発生しているものもあり、管理が大変だ。またこれらの資産を整理処分して収益性の高いものに買い換えたいが、なんとかならないか。

④一人息子が心身に障害があり、私が死んだあと財産の管理ができない。私の死後私に代わって息子のために財産を管理してくれる人が欲しいのだが。

⑤相続人は1人息子だけだが、息子は浪費家なのですぐ使い切ってしまうのではないかと心配している。なんとかならないか。

⑥貸しアパートを所有しているが相続人が2人いるので分けられない。共有にするとあとで争いになると困るのでそうさせたくないが、どうすればいいのか。

⑦私の財産をまずは妻に、妻が死亡したあとは長男に渡すというように、順次相続人を私が決めることはできないか。

⑧私は会社の社長で子供が4人いる。社屋と工場の広大な敷地が私個人の名義になっていて長男に会社は承継させたいが、ほかにめぼしい資産も無い。このまま相続になると遺産分割でもめて大変なことになるそう。もめるのを防ぐ方法はないか。

⑨会社を経営しているが跡取り息子はまだ幼い。自分が死んだあと息子が成人するまで自社株を息子のために守ってあげたいのだが。

⑩会社を経営しているが子供が2人いる。自分の死後社長の私が所有している株式はすべて長男(次期社長)に相続させたいが、私の死後娘が遺留分を主張して争いにならないか心配だ。

個人信託を利用すれば上記問題について以下のような解決が可能です。

①の解決方: 自宅を処分しなければ生活療養費が手当てできないような場合リバースモーゲージによる借入れを行えば、自宅に住み続けながら生活資金などを確保することができます。手順としてはまず自

宅を信託会社に信託します。自宅の名義が信託会社に移転します。(本人には信託受益権が交付される)その後金融機関が根抵当権を設定し融資枠(極度額)を設定します。本人は設定された融資枠の中で借入れを行います。任意後見契約を信託契約に付与することにより、万が一認知症になった場合においても生活資金、医療費、介護費用などのために必要な資金を引き続き金融機関から借り続ける事ができます。本人、配偶者の相続発生後に自宅を処分し、借入金の返済を行う。

⑥⑧⑩の解決方:遺言により財産を特定の相続人に相続させる場合、その他の相続人の遺留分を侵害するケースがあります。遺留分を侵害されている相続人が裁判所に訴えを提起し、その結果多額の代償金の支払いや財産の一部引渡しという判決が下されることが多くあります。このような場合は生前からの対策が必要です。手順としては本人の相続発生後も長期間継続する信託契約を設定します。信託契約満了時の財産の最終帰属者を後継者となるように信託契約を設定します。相続発生後信託契約満了時までは、後継者以外の遺留分を侵害しないようにその他の相続人に収益の給付を行い、契約満了時には後継者が信託期間中蓄積した金銭を代償金として後継者以外の遺留分を侵害しない価格相当額を支払うように信託契約を設定します。

④の解決方:特別障害者の生活安定を図ることを目的として親族等が信託会社に財産を信託します。信託会社は信託財産を管理し、特別障害者の生活費や医療費として定期的に金銭を交付します。

## 養子縁組

相続対策として養子縁組をするケースを見かけますが、いったいどのような法律効果があるのでしょうか、様々な側面から検討してみたいと思います。養子は市町村長の窓口で養子縁組の届出を受理された日から養親の嫡出子ということになります。つまり実子と同等の相続権を持つということです。養子縁組をする際2人の証人が必要ですが、窓口では形式的な審査にとどまり実質的な内容に立ち入ることはありません。民法上は何人でも養子とすることはできますが、税法上カウントされる養子の数には制限があります。普通養子は実親と養親の双方から相続を受けることができます。兄が弟を養子とすることはできますが養子となる者が年長者となるような関係の縁組はできません。

### 税制面での効果

祖父から孫へと子を飛び越えて一代飛ばしで財産を渡すことができます。

相続人が1人増えることにより基礎控除額が1000万円増え相続税計算上の税率も下がります。

生命保険金や死亡退職金の非課税限度額が増える。

### 留意したいこと

再婚した配偶者の連れ子は新たな父母に対し相続権が無い。たとえば妻Aが先夫の子甲を連れて夫Bと再婚したとしても甲はBの相続人にはならないということです。再婚とともに夫Bと甲が養子縁組をしたなら甲はAB双方の相続人になることができます。

養子縁組前の養子の子は代襲相続できない。たとえば子Bを連れてAが甲と養子縁組をし、甲を親とした養親子関係が生じたとしても甲とBの間では血族関係が生じないのでAが先に死亡した場合Bは甲の代襲相続人になることはできません。これとは反対に甲とAが養子縁組をした後でBが生まれた場合Bは甲の代襲相続人となることができます。

婚姻外にできた子(非嫡出子)は父に対して相続権がありません。これを認めてもらうには認知が必要です。認知した場合相続分は嫡出子の半分ですが父の相続人となることができます。認知は遺言でもできます。非嫡出子は半分とはいえ相続権を持つ相続人ですからぞんざいな扱いはできません。ボタンの掛け違い一つが争いとなることもあります。

### 注意点

養子縁組は市町村長の窓口で届出をしますが、そこでは形式的な審査をするだけで縁組が成立してしまうので脇が甘い側面もあります。相続人がいない高齢者1人住まいの資産家などは財産管理のため定期的な戸籍のチェックが必要です。

### その他

男子の相続人がいない場合に子女が婿取りをして父親名義の土地にお婿さんが二世帯住宅を建てるようなケースがあります。父親も同居する気遣いからお婿さんを養子にしたいがどうしたものか、といった内容の相談を受けることがあります。「暫く様子を見てからでも遅くありませんよ」という助言をします。はじめから離婚は想定していないでしょうが、もし娘夫婦が離婚しても父と婿の養子縁組は当然に切れるものではありません。もしそこで相続が発生したとしたら離婚した娘と婿が同順位の相続人となり遺産分割をするわけですから争いは必至です。婿を養子にしたいという気持ちはよいことですが時間をおいて様子を見て

からでも遅くはありません。因みに娘が離婚した跡で婿との縁組を解消する場合は双方の合意が必要です。合意が得られないなら調停・裁判となります。裁判になった場合は認められるケースが多いようです。養子縁組をすると相続順位が変わります。この理屈を利用して争いを未然に防ぐこともできます。配偶者相続人は常に相続人となる資格を有していますが血族相続人には相続順位があることを利用した相続対策です。たとえば親、子供と配偶者がいない3人兄弟ABCがいたとしましょう。長男であるAの相続人はBとCです。ところが二男Bは浪費者でAとしてはAの財産をBには渡したくないと考えています。このとき三男CをAの養子にすればAの相続人はAの子C1人ということになるため(相続順位が変わる)Bは相続人ではなくなり結果としてCが単独で相続することができます。講じる対策は事案により異なりますが簡単に争いを防ぐ手段にもなります。過去の相続で揉めているような場合も養子縁組を活かして紛争の解決を図る事も可能です。

事実婚という間柄はよくあることです。籍は入れてないが生計や寝食をともにした関係がながく続いているようなケースです。お試し期間とか親族の反対、性の障害、踏ん切りがつかないなど理由は様々でしょうが、このような内縁は法律婚と異なり姻戚関係がありませんからお互い相続人とはなりません。内縁に限らず一緒に暮らしながら親族ではないという関係は再婚でも生じます。親族ではないが生計をともにしている相手方に財産を渡したいと思うなら縁組を考える必要があります。遺言や死因贈与契約でも同様の効果は見込めますが、相手方に相続人が存在するなら紛争になることも考えられます。どちらにしてもこのような関係なら対策を講じなければなりません。

## 事業継承について

まず事業(会社、家業)を存続させるかどうかを決めましょう。清算廃業も選択肢の 1 つですし、そのほか M&A(第三者への売却)MBO(役員への売却)なども考えられます。後継者に事業を承継させる場合は経営を安定させるため、重要事項を決議するために必要な 2/3 以上の議決権を集中させる必要があります。事業承継対策として自社株を生前に贈与するケースをよくみかけますが、このとき遺留分には注意が必要です。後継者の努力により株価が上昇した場合であっても、遺産分割においては株式の評価は贈与時点で評価するのではなく相続発生時で評価するため、後継者の努力が報われないばかりか逆にその他の相続人の遺留分を押し上げてしまうこととなります。事業を引き継ぐ相続人にとって株式は必要な財産ですが、事業を引き継がない相続人にとっては無用の財産であり且つ相続税の対象になってしまいます。事業承継対策なくして相続対策はできません。以下事業承継対策をいくつか紹介します。

### 業績連動型報酬

業績連動型報酬を採用し後継者の貢献により株式価値が上昇した場合その分の報酬を与え遺留分減殺請求されても十分なだけの資力を持たせておく。株式を贈与するのではなく現金を贈与して相続が発生したらその現金を株式の買い取り資金に充てる。

### 種類株式

相続財産のほとんどが株式で他にめぼしい資産がない場合は後継者以外の相続人にも株式を取得させるを得ないケースがあります。後継者以外の相続人に株式を取得させる場合は会社法の種類株式を活用する手法があります。会社法の種類株式には議決権制限株式、属人的種類株式、取締役・監査役選解任権付株式、拒否権付株式かつ譲渡制限株式、相続人に対する売渡請求権などがあります。種類株式を事前に発行しておけば後継者以外に株式を取得させても後継者の議決権が揺るがないため経営は安定します。

### 信託

信託を活用して有効な事業承継対策もできます。自社株を信託会社に信託し、株式を受益権化します。受益権を元本受益権と収益受益権に分離し、後継者以外の相続人には配当金のみを交付し、信託期間満了時の株式の最終帰属者を後継者とするような信託設定をします。期間内の議決権は後継者にありますので、経営が安定し後継者以外の相続人は配当金を受け取ることで遺留分を満足させることができます。同じようにアパートしか相続財産がないような場合でも、信託を活用し遺留分を満足させることが可能です。

### 分社化

後継者と目する相続人が 2 人いる場合は生前に会社を分社しておき、それぞれが別会社株式を相続するような手法も考えられます。兄弟で1社を経営すると問題も数多く発生し経営も安定しません。相続発生前に二分割することは無税ですが、相続後発生後の分割は非適格分割となり多額の税金がかかるため現実的にはできません。

### 経営承継円滑化法

事業承継の問題は、中小企業経営者の個人資産の大半が株式や店舗工場などの事業用資産であるという実情に起因しています。自社株式を分散させたり土地社屋を共有にした場合は後継者以外の相続人の意思が介入してしまうため、どうしても会社の経営が安定しないのです。また、経営を安定させるため生前に贈与した株式の評価時期が贈与時ではなく相続開始時で評価しなければならないという民法上

の規定も大きな障害となっていました。つまり後継者の努力により自社株式の価値が上昇したとしてもその努力が報われるどころか、反対にその他の相続人の遺留分を押し上げてしまうことになるのです。この問題を解決することが可能となる法律が平成 21 年 3 月 1 日から施行されました。概要としては事業承継に関する金融支援、相続税の課税についての措置、遺留分に関する民法の特例という 3 本柱で構成されていますが、特に遺留分に関する民法特例は事業承継問題を解決するための対策としては非常に有効な手段となります。

#### 遺留分に関する民法の特例 基本合意の内容

##### (あ)除外合意

旧代表者が後継者に対し生前に贈与した株式を遺留分算定基礎財産から除外できる制度。これは文字通り後継者が旧代表者から贈与を受けた自社株式等を、遺留分を算定する際に算入する基礎財産から除外することができる制度です。法施行日(平成 21 年 3 月 1 日)以前の贈与であっても条件を満たすことができれば遡って適用が可能です。

##### (い)固定合意

後継者が旧代表者から贈与を受けた株式等の評価について、遺留分を算定する際の財産の価格に算入すべき価格を当該合意時で固定する制度。遺産分割において自社株式を評価する場合は民法上相続開始時点で評価します。10 年前に 1 株 5 万円で後継者に生前贈与した株式が、後継者の努力と貢献により相続開始時に 100 万円になっていた場合は 100 万円で遺産分割しなければなりません。これを贈与した時点の 1 株 5 万円で固定できるというものです。

##### \*非後継者がとり得る措置の定め

除外合意と固定合意は併用して利用する事もできますが、その際その他の相続人がとることのできる措置も同時に定めなければなりません。この法律の目的は円滑な事業承継ですから目的に反して・後継者が合意対象株式を他に処分したり・後継者が旧代表者の生存中に代表者を退任した場合には合意の解除、制裁金などの定めについて後継者以外の相続人がとることのできる措置を除外合意若しくは固定合意と同時に定める必要があります。

##### (う)オプション

##### 株式以外の事業用資産についての除外合意

・後継者が旧代表者から贈与を受けた株式等以外の事業用資産(工場及びその敷地等)についても(あ)(い)の合意をする際にあわせて遺留分を算定する際に算入する基礎財産から除外する事も可能です。

##### (え)非後継者に対する代償財産等の除外合意

非後継者が(あ)(い)の合意をするための条件として、旧代表者から非後継者に贈与する代償財産についても遺留分を算定する際に算入する基礎財産から除外する事も可能です。(あ)(い)の除外合意、固定合意のどちらともオプションの(う)(え)は組み合わせが可能です。この制度を利用する場合は経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可、先代の推定相続人全員の合意等が必要条件になります。